

水 球 競 技

ハ ン ド ブ ッ ク

2 0 1 5 - 4 - 1



公益財団法人 日本水泳連盟

目 次

水球競技発展のために……………	2
(公財) 日本水泳連盟 競技者資格規定 ……	3
(公財) 日本水泳連盟 水球競技一般規則 ……	8
水球競技におけるブルータリティとレッドカードについて……………	11
(公財) 日本水泳連盟 水球競技規則 ……	12
付則 A (2人制レフェリーの手引き) ……	57
付則 B (オフィシャルが使用する合図) ……	60
付則 C (水球競技大会に於ける懲戒規則について) ……	64
(公財) 日本水泳連盟 ジュニア水球競技規則 ……	68
リーグ戦におけるタイブレイク方式について……………	70
水球競技公認審判員規定……………	72
水球競技公認審判員規定施行細則……………	79
水球競技公認審判員審査委員会規定……………	81
競技役員の心得……………	83
水球競技役員構成と配置……………	86
水球競技役員職務……………	87
ガイドライン……………	98
(1) 施設……………	98
(2) 本部デスク等の配置……………	99
(3) 競技用備品リスト……………	100
オフィシャルシート(記録用紙等)様式サンプル……………	101
肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程……………	108
競技会において着用、又は携行することができる	
水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取扱い規定 ……	110
プール公認規則(抜粋) ……	113

監督・コーチ・選手
競技役員のみなさんへ

(公財)日本水泳連盟
水球委員会

水球競技発展のために

水球競技をいままで以上に発展させていくために下記の点にご留意、ご協力をお願いいたします。

☆礼儀とマナーを重んじましょう

水球競技は体と体が激しくぶつかり合うスポーツであり、相手を尊重し、敬う心が大切です。試合終了後は敵味方関係なく、互いに握手をして、お互いの健闘を讃え合いましょう。

また、応援してくださった観客のみなさんへのあいさつも忘れずに行いましょう。

☆メディアの取材には積極的に対応しましょう。

水球競技に興味を持つ人々のため、メディアの取材にも積極的に対応しましょう。

インタビューというと、最初はだれでも緊張するものです。うまく話す必要はありません。勝ってうれしい、負けて悔しいという、そのときの自分の思いを素直に出しましょう。

※今後、全国大会では試合終了後のフラッシュインタビューを行います。

☆競技会を盛り上げるために

試合の雰囲気盛り上げる、より多くの人々に水球競技への関心を持っていただくため、ゴール後の効果音やピリオド間の音楽など音響設備を効果的に使いましょう。

近年の水泳施設では、大型ビジョンを備えている施設が多く見られます。競技の様子や表彰の様子を映すのも効果的です。

※(公財)日本水泳連盟公式マスコット“ばちゃぼ”も効果的に使いましょう。全国規模の大会ではばちゃぼの着ぐるみを使用することもできます。また、ばちゃぼのぬいぐるみを副賞とするのも、選手のモチベーション向上に良いでしょう。

(公財)日本水泳連盟 競技者資格規定

(目 的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「日本オリンピック委員会」という。）及び国際水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格規則を定める。

(スポーツマンシップ)

第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

- 2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。
- 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(競技者の定義)

第3条 本規則の競技者とは、競泳・飛込・水球・シンクロナイズドスイミング・オープンウォータースイミング及び日本泳法の男女の競技者をいう。

(競技者の資格)

第4条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に競技者登録（在日外国人競技者登録も含む。）をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本体育協会、日本オリンピック委員会、国際水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。

- 2 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の加盟団体を經由して、本連盟の許可を得なければならない。

(賞金等の受け取り)

第5条 競技者が前条に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬(以下「賞金等」という。)付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

- 2 競技者のうち高等学校以下の体育連盟の「賞金受領禁止規程」の適用を受ける者には、原則として賞金等を与えない。
- 3 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は本連盟に帰属するものとする。

(競技者の商行為及び届け出義務)

第6条 競技者は、自らの責任において、つぎの商行為を行うことができる。

ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけたり、水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつまなければならない。

- (1) 水着及びウェア・キャップ・持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること
 - (2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること
 - (3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること
- 2 競技者は、前項の商行為を行うに際し、事前に本連盟に届け出て、承認を得なければならない。

(競技者に禁止される商行為)

第7条 競技者は、自己の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの)をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。

2 ただし、前項にかかわらずつぎの各号に該当するときは自己の肖像等の使用を認める。

(1) 本連盟が定めた「肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程」により、除外認定競技者として認められたとき

(2) 日本オリンピック委員会が推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアスリート等に認定され競技者が同意したとき

(3) 本連盟が競技・強化事業を推進するために、個人及び集団の肖像等を活用するとき

(4) 本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、個人の肖像等を活用するとき。ただし、小・中・高校生の使用は認めない。尚、その対価として本連盟に支払われる報酬(都度料)等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する

(5) 競技者が所属する企業・団体が肖像等を活用するとき。
ただし、小・中・高校生の使用は認めない

(違反競技者に対する処分)

第8条 本連盟に登録された競技者が、つぎの各項に該当すると認められたときは、第9条に基づき理事会の決議により処分を受ける。

(1) 第2条のスポーツマンシップに違反したとき

(2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、日本体育協会、日本

オリンピック委員会が禁止した競技会等（記録会・模範演技会・試泳会その他水泳競技及び演技を含む一切の行事をいう。）に許可を得ずに参加したとき

- (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき
- (4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第6条の商行為をしたとき
- (5) 第7条の禁止される商行為をしたとき
- (6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

(処分の内容)

第9条 前条の競技者に対する処分は、その違反の程度に従いつぎのとおりとする。

- (1) 登録の永久停止
- (2) 5年以下の期間を定めた登録停止
- (3) 文書による戒告
- (4) 口頭による注意

(競技者資格審査委員会)

第10条 第8条の処分を行うにあたっては、競技者資格審査委員長は、競技者資格審査委員会を招集し、処分の是非及び処分内容についての判定を行い理事会に答申しなければならない。

- 2 委員長は理事会への答申に先だち、前項の判定結果を当事者本人に通告しなければならない。
- 3 競技者資格審査委員会についての規程は別に定める。

(不服審査会)

第11条 前条第2項の通告の後、2週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

- 2 前項の審査会の構成は、つぎのとおりとする。
 - (1) 委員長
 - (2) 委員長が特に指名した者
- 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第12条 前条にかかわらず、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(改 廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

- 2 本規則は、平成26年(2014年)2月23日より一部改定実施する。

(公財)日本水泳連盟 水球競技一般規則

第1条 チーム

- (1) 1チームは7名の競技者（うち1名はゴールキーパー）と、6名までの交代選手を含め、最大13名で構成される。
- (2) チームの競技者は、試合前にレフェリーの招集を受けなくてはならない。
- (3) 上記に違反した競技者は試合には参加できない。
- (4) ベンチには6名までの交代選手と3名までの役員（監督、コーチ、オフィシャル）が入ることができる。
- (5) 競技本部とは、チームを代表する役員のみが話し合いをもつことができる。

第2条 ベンチ

- (1) ベンチにいるすべての競技者は競技中、帽子をかぶってなくてはならない。永久退水者も同じ。
- (2) ベンチにいる競技者は、チームのユニホーム（水着を含む）を着ていること。役員もユニホーム着用、もしくは正装が望ましい。
- (3) 試合中は、現に競技を行っている者もベンチにいる者も、審判の判定、指示に従うこと。
- (4) ベンチにいる者は試合中、選手交代等、やむを得ない場合を除いて、ベンチを離れたり、立ち上がったたり、あるいは不必要な発言（前第3項を含む）や行動を行ってはならない。審判の注意にも拘わらず、これらのことが守られなかった場合、規則に従って退場を命じられる。
- (5) ベンチにいる監督は、プレー中の自軍競技者に対するプレー上の指示を行うとき及びタイムアウトの請求時に、ベンチ

から立ち上がることが出来る。また、自チームの攻撃中に限り必要ならば審判の行動を妨げない範囲で自軍サイドの5 mラインを限度として移動して指示をおこなうことができる。この権利は、監督以外のベンチにいる役員には適用されない。ただし、タイムアウトの請求に関しては、監督不在の場合は、コーチ・トレーナー等の他のチームオフィシャルが、さらにこれらも不在の場合は選手が代行できる。

- (6) 審判から退場処分を受けた役員、選手は、競技エリア（観客席を含む）から出なくてはならない。
- (7) ベンチには応急処置のために使用する最低限の医薬品を持ち込むことができる。
- (8) 以下のものはベンチの持ち込むことも使用することもできない。
 - ① カッター等の刃物、鋭利な物
 - ② メガホン、ハンドマイク等の拡声器
 - ③ 携帯電話、無線機等
 - ④ その他、試合運営に支障をきたすと思われる物

第3条 抗議

- (1) 次の場合、抗議ができる。
 - ① 競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合。
 - ② その他の条件が、競技そのもの、あるいは競技者を危険にさらす場合。
 - ③ 審判の決定が規則に適合していなかった場合。ただし、プレー判定はこれには含まれず、抗議を申し立てることはできない。プレー判定に対する抗議は試合中も試合後も、これを一切受け付けない。
- (2) 抗議は次のように提出されなければならない。

- ①デレゲートに対して。
- ②書面で
- ③責任あるチームのリーダーから。
- ④抗議料 10,000 円とともに。
- ⑤試合終了後 30 分以内に。

すべての抗議はデレゲートに考慮される。デレゲートが抗議を退ける場合は、その理由を述べなくてはならない。チームリーダーはこの拒否を控訴陪審（ジュリー）に訴えることができる。ただし、控訴陪審の決定は最終のものとなる。抗議が却下された場合、抗議料は大会運営母体に徴収される。抗議が認められた場合、抗議料は返却される。

第4条 棄権 日本水泳連盟主催、公認競技において、組み合わせ抽選が終了した後、主催者への連絡、承認なしに大会を棄権した場合、そのチーム、及び競技者は次回大会出場停止を含め、3カ月から最大2年間、競技会出場停止処分となる。

第5条 処分 競技者及びチームに日本水泳連盟・競技者資格規定に対する違反、及び水球競技一般規則に対する重大な違反があった場合は、競技者資格規定によって処分を受ける。

※水球競技規則に則って、競技者及びチーム役員の野蛮な行為（ブルータリティ）及び不行跡に対する処置については、水球競技規則付則Cを準用する。その内容は別表のとおりであるが、この取り扱いについても競技者資格規定に則って処分を受けるものとする。

水球競技におけるブルータリティとレッドカードについて

反則判定の 対象 (反則者)	反則行為及び 水球規則(WP) 懲戒規則(RD)の該当条項	レフェリーの 合図	次試合以降の出場 当該試合の処分	停止処分
水中にいる 競技者	レフェリーへの 不服従・不行跡 (WP21.10)	レッドカード 退水指示+ 腕を回転 させる	交代者ありの永久退水 でベンチから退場(交代 者は20秒後、又はルー ルにそって入水できる)	なし
	相手競技者への ブルータリティ (RD4.1 及び WP21.11)	レッドカード 退水指示+ 腕を前で交差 させる	交代者ありの永久退水で ベンチから退場(交代者は 4分後に入水できる)	あり (最低1試合、 最高1年間)
ベンチ、 或いは 陸上にいる 競技者"	レフェリーへの 不服従・不行跡 (WP21.10)	レッドカード	ベンチからの退場	なし
	上記以外の不行跡 (RD3.1)	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	あり (最低1試合、 最高1年間)
	相手競技者、チーム オフィシャル(WP21.11 及び RD4.1) 或いは ゲームオフィシャル へのブルータリティ (WP21.11 及び RD3.1)	レッドカード 退場指示+ 腕を前で 交差させる	交代者ありの永久退水 でベンチから退場(交 代者は4分後に入水で きる)	あり (最低1試合、 最高1年間)
	同上のケースで重傷、 凶器使用、或いは人体 への暴行の場合(RD3.2)	同上	同上	あり (最低1年間、 最高終生)
チーム オフィシャル	レフェリーへの 不服従・不行跡 (RD3.1)	レッドカード	ベンチからの退場	あり (最低1試合、 最高1年間)
	レフェリー・ゲーム オフィシャルへの暴行 (RD3.2)	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	あり (最低1年間、 最高終生) ※ 未遂の場合は 最低3試合、 最高1年間(RD3.3)
	相手競技者、相手 チームオフィシャルへの ブルータリティ(RD4.2)	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	あり (最低1試合、 最高終生)

注1：水球競技規則と懲戒規則に重複している対象がある場合は水球競技規則を優先した。

注2：1試合ならびに2試合の出場停止処分となる場合は、各大会毎に対応し、日本水泳連盟水球委員会に報告する。(特に勝敗を左右する4Pで行われたブルータリティーに関しては2試合の出場停止を基本とする。)

注3：WPは日本水泳連盟水球競技規則を指し、RDはその付則C「水球競技大会に於ける懲戒規則について」を指す。

(公財)日本水泳連盟 水球競技規則

序 文

本規則は、オリンピック競技会、世界選手権他、国際水泳連盟 (Federation Internationale de Natation : 以下 FINA という) 主催の全ての国際競技大会に適用されるものとして定められた FINA 水球競技規則に準拠しており、(公財)日本水泳連盟 (Japan Swimming Federation : 以下「本連盟」という) が主催する競技会 (公式競技会) と本連盟により公認された競技会 (公認競技会) を対象として適用される。また、本連盟の加盟団体 (以下「加盟団体」という) が主催する競技会 (公式競技会) と加盟団体により公認された競技会 (公認競技会) もこれを準用しなければならない。

水球競技規則 目次

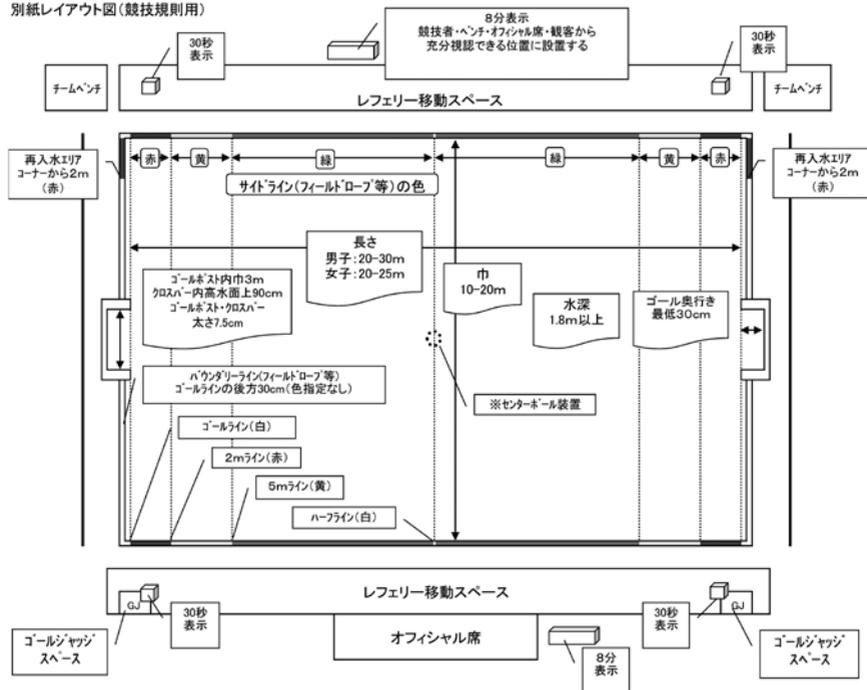
WP 1	競技場及び用具	14
WP 2	ゴール	16
WP 3	ボール	16
WP 4	帽子	16
WP 5	チームと交代競技者	17
WP 6	オフィシャル	19
WP 7	レフェリー	21
WP 8	ゴールジャッジ	22
WP 9	タイムキーパー	22
WP 10	セクレタリー	23
WP 11	競技時間	24
WP 12	タイムアウト	26
WP 13	競技開始	27
WP 14	得点	28
WP 15	得点後の再開	30
WP 16	ゴールスロー	30
WP 17	コーナースロー	31
WP 18	ニュートラルスロー	32
WP 19	フリースロー	33
WP 20	オーデイナリーファウル	34
WP 21	エクスクルージョンファウル	38
WP 22	ペナルティーファウル	50
WP 23	ペナルティースロー	53
WP 24	パーソナルファウル	55
WP 25	事故、怪我、病気	56
付則 A	(2人制レフェリーの手引き)	57
付則 B	(オフィシャルが使用する合図)	60
付則 C	(水球競技大会に於ける懲戒規則について)	64
(公財) 日本水泳連盟	ジュニア水球競技規則	68

WP 1 競技場及び用具

WP 1.1 競技会の主催組織は、競技場の正確な計測と標示の設置を責任を持って行い、規定された装置と用具を全て用意する。

WP 1.2 2人制レフェリーによる試合の競技場は、下図に則ったレイアウト及び標示とする。

別紙レイアウト図(競技規則用)



WP 1.3 1人制レフェリーによる試合の場合は、レフェリーはオフィシャル席と同じ側に位置し、ゴールジャッジは反対側に位置する。

WP 1.4 男子競技におけるゴールライン間の距離は20m以上30m以下とする。女子競技におけるゴールライン間の距離は20m以上25m以下とする。競技場の幅は男女とも10m以上

20m以下とする。

WP 1.5 FINA 及び日本水泳連盟公認競技会におけるフィールド寸法、水深、水温、照度は以下の通りとする。

- (a) 寸法・水深：両ゴールライン間の距離は男子競技では30m、女子競技では25 mとする。幅は男女共に20mとする。水深は如何なる場所でも1.8m以上とするが、2.0m以上が望ましい。
- (b) 水温： 26 ± 1 ℃を下限とする。
- (c) 照度：600 ルックス以上とする。但し、オリンピックと世界選手権の場合は1,500 ルックス以上とする。
尚、オリンピックと世界選手権を除き、(a) の例外は試合を統括している連盟の裁定により認められる。

WP 1.6 フィールドの両側に判然とした標識を設置し、以下のものを示す。

- (a) 白色の標識 - ゴールラインとハーフライン。
- (b) 赤色の標識 - ゴールラインから2 mの地点。
- (c) 黄色の標識 - ゴールラインから5 mの地点。

サイドラインは以下のように色分けすること。ゴールラインから2 mラインまでは赤色、2 mラインから5 mラインまでは黄色、そして5 mラインからハーフラインまでは緑色。

WP 1.7 入水エリアを示す為に、各エンドの、オフィシャル席と反対側の端から2 mの所に赤色の標識を設置する。

WP 1.8 レフェリーがフィールドの端から端まで自由に動けるように、十分な余地を設ける。同じく、ゴールジャッジの為にゴールラインの延長線上に場所を設ける。

WP 1.9 セクレタリーの為に、各々 35cm×20cm の赤、黄、青、白の旗を用意する。

WP 2 ゴール

- WP 2.1 ゴールポストとクロスバーは堅固な構造とし、形状は長方体、フィールド下面の幅は7.5cm、色は白色とする。設置位置は各ゴールライン中央とし、開口部は各エンドから最低30cm前方に離れていること。
- WP 2.2 ゴールポスト間の内寸は3mである。水深が1.5m以上の場合、クロスバー下部の高さは水面から90cmである。水深が1.5m以下の場合、プールの底から2.4mとする。
- WP 2.2 ゴールエリアを完全に覆うように、ゴールポストとクロスバーに柔軟なネットを取り付ける。この時、ゴールライン後方のゴールエリア全面に30cm以上の空間が出来ること。

WP 3 ボール

- WP 3.1 ボールは球状で、自動閉鎖弁付きの空気室がなければならない。防水性があり、外部の縫い目及びグリースやそれに類したコーティングがあってはならない。
- WP 3.2 ボールの重さは400g以上450g以下とする。
- WP 3.3 男子競技の場合、ボールの外周は68cm以上71cm以下とする。空気圧は55～62kPa(キロパスカル)(8～9ポンド平方インチ)とする。
- WP 3.4 女子競技の場合、ボールの外周は65cm以上67cm以下とする。空気圧は48～55kPa(7～8ポンド平方インチ)とする。

WP 4 帽子

- WP 4.1 帽子は、レフェリーの認めた、赤色及びボールの色とは対照的な色とする。レフェリーが指示した場合、白色または青色の帽子を被らなければならないことがある。ゴールキーパーは赤色の帽子を被る。帽子は顎の下で紐で結ぶ。

プレー中に選手の帽子が脱げた場合、当該選手のチームがボールの保有権を有している時の適切な中断時に被り直す。帽子は競技中被っていること。

WP 4.2 帽子には柔軟なイヤガードを取り付け、チーム帽子の色と同色とする。但し、ゴールキーパーのイヤガードは赤色でもよい。

WP 4.3 帽子の両側に高さ 10cm の番号を付ける。ゴールキーパーは 1 番を被り、それ以外の選手は 2～13 番を被る。交代ゴールキーパーは赤色の 13 番を被る。レフェリーの許可及びセクレタリーへの申告なしに、競技中に帽子番号を替えてはならない。

WP 4.4 国際大会の場合、帽子の前面に 3 文字の国際国別コードを表示する。国旗の表示は任意である。国別コードの高さは 4 cm とする。

WP 5 チームと交代競技者

WP 5.1 各チームは最大 13 名構成とし、その内 11 名をフィールドプレーヤー、2 名をゴールキーパーとする。チームはフィールド内に 7 名以下で試合を開始し、その内 1 名はゴールキーパーとしてゴールキーパーの帽子を被る。交代要員としての控えフィールドプレーヤーは 5 名以下とし、控えのゴールキーパーは 1 名でゴールキーパーの交代要員としてのみ参加できる。フィールド内に 7 名未満で競技を行うチームはゴールキーパーなしでも構わない。

WP 5.2 監督を除き、競技に参加していない競技者は、コーチ及びチームオフィシャルと共にチームベンチに座り、一旦競技が始まったらそこから移動してはならない。但し、ピリオド間のインターバル中やタイムアウト時はその限りではない。

攻撃側の監督は随時5mラインまで移動出来る。チームのエンド及びベンチの交替はハーフタイムと延長戦の第2ピリオド開始前のみとする。両チームのベンチはオフィシャル席の反対側プールサイドに設置される。

- WP 5.3** 各チームの主将はプレーイングメンバーであること。また、チームを正しく指導し、規則を守らせる責任を有する。
- WP 5.4** 競技者は透けない水着または水着の下にもう1枚下穿きを着用すること。相手に怪我を負わせる可能性のあるものは試合開始前に取り外すこと。
- WP 5.5** 競技者はグリース、油脂、またはそれらに類似したものを体に塗ってはならない。そのような物質が塗られているとレフェリーが判断した時、速やかに取り除くよう命じられる。除去作業の為に試合開始が遅らされることはない。試合開始後に違反が発覚した場合、当該競技者は交代ありのゲームエクスクルージョンとなり、交代者は自陣ゴールラインの入水エリアから直ちに入水出来る。
- WP 5.6** 競技中、競技者は自陣ゴールラインの入水エリアからフィールド外に出ることで随時交代出来る。交代者は、入水エリア内で視認出来るよう浮上すれば直ちにそこからフィールド内に入ることが出来る。この規則の下でゴールキーパーが交代する時、交代者は控えのゴールキーパーのみが認められる。フィールド内でプレーしている選手が7名未満の場合はゴールキーパーなしでも構わない。尚、レフェリーがペナルティースローを与え、そのスローが終了するまでこの規則の下で交代することは出来ない。
- 【注：**ゴールキーパーが2名とも試合に参加できない状況となった場合、フィールド内に7名で競技を行うチームは代替のゴールキーパーを参加させなければならない。そ

の場合、ゴールキーパーの帽子を着用する。競技中、控えゴールキーパー以外に交代選手がいなくなってしまう場合、正ゴールキーパーもしくは控えゴールキーパーがフィールドプレーヤーとして参加出来る。】

WP 5.7 交代者は以下の場合、どの場所からでもフィールド内に入ることが出来る。

- (a) 延長戦を含め、ピリオド間のインターバル中。
- (b) 得点后。
- (c) タイムアウト中。
- (d) 出血または負傷している競技者との交代。

WP 5.8 交代者は遅滞なく交代出来るよう、用意しておく。交代者の用意が出来ていない場合、交代者抜きで競技は進められる。交代者の用意が出来次第、自陣ゴールラインの入水エリアから随時交代出来る。

WP 5.9 交代したゴールキーパーが再び競技に参加する場合、ゴールキーパーとしてのみプレーできる。

WP 5.10 ゴールキーパーが医学的理由で競技から退く場合、レフェリーは直ちに控えのゴールキーパーとの交代を認める。

WP 6 オフィシャル

WP 6.1 FINA 及び日本水泳連盟公認競技会の場合、オフィシャルは、レフェリー2名、ゴールジャッジ2名、タイムキーパーとセクレタリーから構成され、各々以下の権限と職務を持つ。前述したオフィシャル構成は、可能な限り、FINA 及び日本水泳連盟公認競技会以外でも踏襲すること。しかし、ゴールジャッジなしの2人制レフェリーの場合、レフェリーが WP 8.2 に定められたゴールジャッジの職務を遂行する(但し、ゴールジャッジ用のハンドシグナルは用いない)。

【注：試合の重要度に応じて、以下に従って、4～8名のオフィシャルが担当する。

(a) レフェリーとゴールジャッジ

レフェリー2名とゴールジャッジ2名、またはレフェリー2名とゴールジャッジなし、またはレフェリー1名とゴールジャッジ2名。

(b) タイムキーパーとセクレタリー

タイムキーパー1名とセクレタリー1名の場合、WP 20.16に則り、タイムキーパーは各チームの連続ボール保有時間を計測する。セクレタリーは正味競技時間、タイムアウト、ピリオド間のインターバルを計測し、WP 10.1に則り試合中の記録をつけるに加え、規則の下で退水となった競技者の退水時間を計測する。

タイムキーパー2名とセクレタリー1名の場合、第1タイムキーパーは正味競技時間、タイムアウト、そしてピリオド間のインターバルを計測する。第2タイムキーパーはWP 20.16に則り、各チームの連続ボール保有時間を計測する。セクレタリーは試合の記録をつけることに加え、WP 10.1に記載されている全ての職務を遂行する。】

タイムキーパー2名とセクレタリー2名の場合、第1タイムキーパーは正味競技時間、タイムアウト、そしてピリオド間のインターバルを計測する。第2タイムキーパーはWP 20.16に則り、各チームの連続ボール保有時間を計測する。第1セクレタリーはWP 10.1(a)に則り試合の記録をつける。第2セクレタリーはWP 10.1(b)、(c)、(d)に記載されている職務（退水者の不正入水、交代者の不正入水、

そして退水と3つ目のパーソナルファウル関連)を遂行する。

WP 7 レフェリー

WP 7.1 レフェリーは試合を完全に統括する。レフェリーと競技者がプール構内にいる間は、その権限は及ぶ。事実関係に対するレフェリーの全ての決定は最終で、競技規則の解釈には試合中従うこと。レフェリーは試合中の如何なる場面の事実関係を推測してはならず、実際に目にしたものを能力の範囲内で最大限解釈すること。

WP 7.2 レフェリーは競技開始と再開を合図する為の他、得点、ゴールスロー、コーナースロー（ゴールジャッジの合図とは無関係に）、ニュートラルスロー、そして競技規則違反を宣告する為に笛を鳴らす。ボールがインプレーになる前であれば、レフェリーは判定を変えることが出来る。

WP 7.3 レフェリーは、攻撃チームの優位性が保たれるかどうかの判断に基づき、オーデイナリーファウル、エクスクルージョンファウル、ペナルティーファウルを与える（または与えない）裁量を持つ。レフェリーは、攻撃の優先性を考慮して反則を判定し、反則を犯したチームにとって有利となるとレフェリーが判断した場合、その反則判定を控えることが出来る。

【注：レフェリーはこの原理を最大限に適用しなければならない。】

WP 7.4 該当する競技規則に則り、どの競技者に対しても退水を判定する権限を有する。退水を命ぜられた競技者が退水することを拒めば、試合を没収する権限を有する。

WP 7.5 競技者、交代者、観客、あるいはオフィシャルの言動が職務を正しく、中立的に遂行する妨げとなると判断した場合、当該者にプール構内からの退場を命じる権限を有する。

WP 7.6 競技者、交代者、観客、オフィシャルの言動、あるいはその他の状況が試合を正しい帰結に導く妨げとなると判断した場合、試合を没収する権限を有する。試合を没収せざるを得ない場合、管轄団体に報告する。

WP 8 ゴールジャッジ

WP 8.1 オフィシャル席と同じ側のゴールラインの延長線上に各々位置する。

WP 8.2 ゴールジャッジの職務は以下の通りである。

- (a) ピリオド開始時、各チームの競技者が各ゴールライン上に正しく位置したら、片腕を垂直に上げて合図する。
- (b) 不正スタートは両腕を垂直に上げて合図する。
- (c) ゴールスローは攻撃方向を腕で指すことで合図する。
- (d) コーナースローは攻撃方向を腕で指すことで合図する。
- (e) 得点は両腕を上げて交差させることで合図する。
- (f) 退水者または交代者の不正入水は両腕を垂直に上げることで合図する。

WP 8.3 各ゴールジャッジに予備のボールを用意し、使用中のボールがフィールド外に出た時、ゴールスローの場合はゴールキーパーに、コーナースローの場合は最寄りの攻撃チームの競技者に、それ以外の場合はレフェリーの指示に従ってボールを投入する。

WP 9 タイムキーパー

WP 9.1 タイムキーパーの職務は以下の通りである。

- (a) 正味競技時間、タイムアウト、ピリオド間のインターバルを計測する。
- (b) 各チームの連続ボール保有時間を計測する。

- (c) 規則の下で退水となった競技者の退水時間と並行してその退水者または交代者の入水時間を計測する。
- (d) 競技の残り1分を音声で通告する。
- (e) 各タイムアウトの45秒経過及び終了を笛で合図する。

WP 9.2 レフェリーとは独立して、各ピリオドの終了を笛で合図する(特徴的で、音響効率が良く、そして容易に理解される音であれば他の方法でも可)。以下の場合を除き、合図が鳴ったら、直ちに効力を発揮する。

- (a) 終了の合図と同時にレフェリーがペナルティーを判定した場合、競技規則に則りペナルティースローが行われる。
- (b) 終了の合図が鳴った時点でボールが空中にあってゴールラインを通過した場合、得点が認められる。

WP 10 セクレタリー

WP 10.1 セクレタリーの職務は以下の通りである。

- (a) 競技者、得点、タイムアウト、エクスクルージョンファウル、ペナルティーファウル、そしてパーソナルファウルを含め、試合の記録をつける。
- (b) 退水時間を管理し、適切な旗を上げることで退水時間の終了を合図する。但し、退水者のチームがボールの保有権を獲得した場合は、レフェリーが退水者あるいは交代者の入水を合図する。ブルータリティを犯した競技者の交代者の入水を、4分経過後に黄色の旗と当該チームの帽子の色の旗を上げることで合図する。
- (c) 退水者または交代者の不正入水を赤色の旗と笛で合図する(これはゴールジャッジが不正入水を合図した後でも行う)。この合図で競技は直ちに中断される。
- (d) 以下のように、3つ目のパーソナルファウルを遅滞なく

合図する。

- (i) 3つ目のパーソナルファウルがエクスクルージョンファウルの場合、赤色の旗で合図する。
- (ii) 3つ目のパーソナルファウルがペナルティーファウルの場合、赤色の旗と笛で合図する。

WP 11 競技時間

WP 11.1 各ピリオド正味8分で4ピリオド行う。競技者がボールに触れた段階で各ピリオドの時間計測が開始される。競技中断の合図で計測は中断される。対応するスローを行う競技者の手からボールが離れた時点か、ニュートラルスローの場合は競技者がボールに触れた時点で計測が再開される。

WP 11.2 第1と第2ピリオド及び第3と第4ピリオドの間に2分、第2と第3ピリオドの間に5分のインターバル時間が与えられる。競技者、監督、コーチ、チームオフィシャルを含むチームは、第3ピリオドが開始される前にエンドを交替する。

WP 11.3 勝敗を決する必要がある試合において、第4ピリオド終了時に同点であった場合、勝敗を決する為にペナルティーシュート戦を行う。

【注：ペナルティーシュート戦が必要な場合、以下の手順に従って行う。

- (a) 試合を終えたばかりの2チーム同士の場合、その試合のレフェリーが担当して直ちに行う。
- (b) そうでない場合、そのラウンドの最終試合が終了した30分後もしくは最も適切な機会に行う。中立的な立場であることを条件に、そのラウンドの最終試合のレフェリーが担当する。

- (c) 2チーム間のペナルティーシュート戦の場合、双方のチームの監督は各々5名のシューターとゴールキーパーを指名する。ゴールキーパーを随時交代させることはできるが、当該試合のメンバー表に載っていた競技者でなければならない。
- (d) 監督は、指名した5名のシューターに対して、相手側ゴールにシュート打つ順番を割り振ること。ペナルティーシュート戦中、その順番を変えてはならない。
- (e) ゲームエクスクルージョンとなっている競技者をシューターあるいはゴールキーパーとして指名することは出来ない。
- (f) ペナルティーシュート戦中にゴールキーパーが退水となった場合、5名のシューターの中から1名をゴールキーパーとすることが出来るが、その競技者にはゴールキーパーの特権は与えられない。但し、そのペナルティーシュート後は、新たに交代競技者または交代ゴールキーパーを入れることが出来る。ペナルティーシュート戦中にフィールドプレーヤーが退水となった場合、当該競技者を5名の参加者リストから削除し、交代者をリストの末尾に加える。
- (g) フィールドの両エンドで交互にシュートを行う。但し、フィールドのどちらかのエンド状況がどちらかのチームに有利、不利となるようであれば、全シュートは片側のエンドで行われる。シュートを行う競技者は自陣ベンチ前でプール内に留まり、ゴールキーパーは相手側エンドのゴールに入り、ペナルティーシュート戦に参加していない競技者は自陣ベンチに着席すること。
- (h) 最初にシュートを打つチームはトスで決められる。

- (i) 各々5本のペナルティーシュートを打ってもなお同点の場合、片方がはずして、もう片方が入れるまで同じメンバーが交互にシュートを打ち続ける。
- (j) 3チーム以上によるペナルティーシュート戦の場合、各チームに対して交互に5本のシュートを打つ。1投目のシュートを打つ順番は抽選によって決められる。】

WP 11.4 全ての時計は減算式で時間を表示する（即ち、各ピリオドの残り時間を表示する）。

WP 11.5 試合（もしくは試合の一部）をやり直す必要が生じた場合、その部分の得点、パーソナルファウル、タイムアウトなど全ての記録を削除する。但し、ブルータリティ、不行跡、またはその他のレッドカード処分の記録は残す。

WP 12 タイムアウト

WP 12.1 各チームは各ピリオドにつき1回タイムアウトを請求出来る。タイムアウトの時間は1分。タイムアウトは、攻撃側チームの監督のセクレタリーまたはレフェリーに対する「タイムアウト」の申告とT字型の手の合図によって、随時（ゴールイン後の再開前も含む）請求出来る。タイムアウトの請求があった場合、セクレタリーまたはレフェリーは笛の合図で競技を直ちに中断し、競技者は各々の自陣に直ちに帰ること。

WP 12.2 タイムアウト後の競技は、レフェリーの笛の合図によって攻撃側チームがハーフライン上または自陣の任意の場所でボールをインプレーにすることにより再開される。但し、タイムアウトがペナルティースローまたはコーナースローが行われる前に請求された場合、そのスローは維持される。
【注：ボールの保有時間はタイムアウト後の競技再開から

継続される。】

- WP 12.3** ボールを保有しているチームの監督が、認められた数以上の取る資格のないタイムアウトを請求した場合、競技は中断され、相手側チームの競技者がハーフライン上でボールをインプレーにすることにより再開される。
- WP 12.4** ボールを保有していないチームの監督がタイムアウトを請求した場合、競技は中断され、相手側チームにペナルティースローが与えられる。
- WP 12.5** タイムアウト後の再開において、競技者はフィールド内のどの位置にいてもよい。但し、ペナルティースローとコーナースローの規則が適用される場合はそれに従うこと。

WP 13 競技開始

- WP 13.1** 公式プログラムに最初に記載されているチームが白帽あるいは自チームを反映する色の帽子を被り、オフィシャル席から見て左側から試合を開始する。他方のチームが青帽あるいは対照的な色の帽子を被り、オフィシャル席から見て右側から試合を開始する。
- WP 13.2** 各ピリオドの開始時には、競技者は自陣ゴールライン上に約1mの間隔をとって位置し、且つゴールポストから少なくとも1m離れていなければならない。ゴールポスト間には2人まで入ることが許される。競技者の身体のどの部分も、水面上でゴールラインを越えてはならない。
【注：競技開始時または再開時に、如何なる競技者でもラインを前方に引っ張ってはならず、センターボールを取りに行く競技者はゴールを蹴って出る目的でゴールに足をかけてはならない。】
- WP 13.3** レフェリーは両チームの用意ができたと確認した時、開始

の笛を吹き、ハーフライン上にボールを放つか投げる。

WP 13.4 ボールが一方のチームに明らかに有利に放たれたり投げ入れられたりした場合、レフェリーはボールを取り上げ、ハーフライン上でニュートラルスローを行う。

WP 14 得点

WP 14.1 得点はボールがゴールポスト間とクロスバーの下のゴールラインを完全に通過した時に記録される。

WP 14.2 得点はフィールドのいずれの場所からであっても記録される。但し、ゴールキーパーはハーフラインを越えたり、ハーフラインを越えたボールに触れてはならない。

WP 14.3 得点は握り拳以外の如何なる部分によっても記録される。ゴールにドリブルで入っても得点となる。競技の開始、再開の場合は少なくとも2人以上の（防御側ゴールキーパーを除く両チームの）競技者がボールに意図的にプレーもしくは触れた後でなければ得点とはならない。但し、以下を除く。

- (a) ペナルティースロー。
- (b) 防御側のフリースローによるオウンゴール。
- (c) ゴールスローからの直接シュート。
- (d) 5 m ラインより外側で与えられたフリースローからの直接シュート。

【注：5 m ライン外の反則に対してフリースローを与えられたチームの競技者が5 m ライン外から直接シュートして得点することが出来る。その競技者がボールをインプレーにした場合、防御側ゴールキーパーを除くもう1人の競技者が意図的にボールに触れた後でなければ得点とはならない。反則が与えられた時、ボールが5 m ライン内にあったり、防御側ゴールに近い位置に流れたりした場合、反則が

起きた位置またはそれと同じライン上、またはそれよりも後方の位置にボールを遅延なく戻して、一連の流れに沿ってシュートされなければ得点は認められない。

以下の場合の再開後からの直接シュートによる得点は認められない。

- (a) タイムアウト。
- (b) 得点。
- (c) 出血を含む怪我。
- (d) 帽子の被り直し。
- (e) レフェリーがボールを取り上げた場合。
- (f) ボールがサイドからフィールド外に出た場合。
- (g) その他の全ての中断。】

WP 14.4 30 秒の保有時間の経過時もしくはピリオドの終了時に空中にあったボールがゴールに入った場合は得点となる。

【注：この規則の下では、ボールがゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパー、あるいは他の防御側競技者に当たった後、または水面を跳ねてゴールに入った場合、得点は認められる。ピリオドの終了が合図された後、他の攻撃側競技者がボールにプレーするか、または意図的に触れた場合、得点は認められない。

この規則の下では、ボールがゴールに向かって飛んでいる時、ゴールキーパーもしくは他の防御側競技者がゴールを沈めたり、自陣 5 m ライン内でゴールキーパー以外の競技者が両手、両腕、または握り拳でボールを止めて得点を阻止した時、レフェリーがもしその反則がなければボールがゴールラインを通過したであろうと判断した場合、ペナルティスローが与えられる。

この規則の下では、ゴールに向かって飛んでいるボールが

水面に落ち、漂って完全にゴールラインを通過した場合、そのボールがシュートの惰性によって直ちにゴールラインを通過した時のみレフェリーは得点を認める。】

WP 15 得点後の再開

WP 15.1 得点がなされた後、両チームの競技者はフィールドのハーフラインを境として各々自陣に位置する。競技者は水面上でハーフラインを越えてはならない。レフェリーは笛を吹き競技を再開する。再開時は得点を許したチームの競技者の手からボールが離れた時に正味時間が再計測される。この規則に反した再開はやり直しとなる。

WP 16 ゴールスロー

WP 16.1 ゴールスローは以下の時に与えられる。

- (a) 防御側ゴールキーパーを除く競技者が最後に触れたボールがゴールポスト間及びクロスバー下を除いたゴールラインを完全に通過した時。
- (b) 以下の状況で、ボールが直接ゴールポスト間及びクロスバー下のゴールラインを完全に通過するか、ゴールポスト、クロスバー、あるいは防御側ゴールキーパーに当たった時。
 - (i) 5 m ライン内で与えられたフリースローからの直接シュート。
 - (ii) 5 m ライン外で与えられたフリースローからの直接シュートを規則に準拠して行わなかった場合。
 - (iii) ゴールスローからのシュートを直ちに行わなかった場合。
 - (iv) コーナースローからのシュート。

WP 16.2 ゴールスローは 2 m ライン内からであれば、どの競技者で

も行うことが出来る。この規則に反したゴールスローはやり直しとなる。

【注：ゴールスローは、ボールに一番近い競技者が行うこと。フリースロー、ゴールスロー、コーナースローを不当に遅らせてはならない。そして、スローする者の手からボールが離れるのを他の競技者から見えるような方法で行うこと。他の競技者にパスをする前にボールをドリブルすることが許される WP 19.4 の権限を見逃して、スローを遅らせる過ちを競技者はしばしば犯す。従って、スローする競技者がパスを出す味方を見つけられなくとも、スローを速やかに行うことが出来る。このような場合、上げた手からボールを水面に落とす（図1）、もしくは空中に放り上げる（図2）ことによってスローを行ったと見做す。その後、ボールを持って泳ぐか、ドリブルして泳ぐことが出来る。しかし、いずれの場合も、スローは他の競技者から見えるように行うこと。】

図1



図2



WP 17 コーナースロー

WP 17.1 コーナースローは防御側ゴールキーパーが最後に触れたボール、あるいはゴールキーパー以外の防御側競技者が意図をもってプレーしたボールが、ゴールポスト間及び

クロスバーの下を除き、ゴールラインを完全に通過した時に与えられる。

WP 17.2 コーナースローは、ボールがゴールラインを完全に通過した側の2mラインの所から攻撃側競技者に与えられる。スローは、不当に遅らせることがなければ、一番近い競技者が行う必要はない。

【注：スローの方法については WP 16.2 を参照。】

WP 17.3 コーナースローを行う際、攻撃側チームの競技者は2mライン内に入ってはならない。

WP 17.4 コーナースローが誤った場所から行われたり、攻撃側競技者が2mライン内より出る前に行われた場合、やり直しとなる。

WP 18 ニュートラルスロー

WP 18.1 ニュートラルスローは以下の時に与えられる。

- (a) ピリオド開始時、ボールが一方のチームに明らかに有利な場所にあったとレフェリーが判断した時。
- (b) 両チームの1人またはそれ以上の競技者が同時にオーディナリーファウルを犯し、どちらの競技者が先に反則したかレフェリーが判断出来ない時。
- (c) 両レフェリーが同時に各々反対のチームにオーディナリーファウルの笛を吹いた時。
- (d) どちらのチームもボールを保有していない時に、両チームの1人またはそれ以上の競技者が同時にエクスクルージョンファウルを犯した時。両競技者が退水してからニュートラルスローを行う。
- (e) ボールがフィールドの上部障害物に当たったり引っかかりたりした時。

WP 18.2 ニュートラルスローを行う際、反則が起きた場所とほぼ同じ横方向の位置から、レフェリーは両チームの競技者にボールを取る機会を均等に与えるようにボールを投げ入れる。2m ライン内におけるニュートラルスローは2m ライン上で行う。

WP 18.3 ニュートラルスローのボールが明らかに一方のチームに有利な位置に落ちたとレフェリーが判断した場合、レフェリーはボールを取り上げてスローをやり直すこと。

WP 19 フリースロー

WP 19.1 フリースローは反則の起きた場所で行われる。但し、以下の場合は除く。

- (a) 防御側チームのゴールからボールがより遠くにある場合は、フリースローはボールのある場所から行われる。
- (b) 防御側競技者によって防御側2m ライン内で反則が犯された場合、反則が起きた場所に最も近い2m ライン上から行われる。この時、ボールが2m ライン外にあれば、ボールのある場所から行われる。
- (c) その他は本規則に規定された場所から行われる。

WP 19.2 フリースローを与えられた競技者は、パスをするかルールに認められたシュートをすることを含めて直ちにプレーを再開しなければならない。明らかにフリースローを直ぐに行える状況にある競技者がそうしなかった場合、反則となる。ファウルを犯した防御側競技者は、パスやシュートをブロックするために手を挙げる前に、フリースローを行う競技者から離れなければならない。これに反した場合、WP 21.5 に則りフリースロー妨害のため退水を命じられる。

WP 19.3 フリースローを行う競技者にボールを渡すのは、フリー

スローを与えられたチームの責任である。

- WP 19.4** フリースローは、スローを行う競技者の手からボールが離れるのを他の競技者が見えるような方法で行うこと。そして、その後、他の競技者にパスする前にボールを持って運ぶかドリブルすることも許される。フリースローを行う競技者の手からボールが離れた時、直ちにインプレーとなる。
【注：スローの方法に関しては、WP 16.2 の注を参照。】

WP 20 オーディナリーファウル

- WP 20.1** 以下の反則（WP 20.2 ～ WP 20.16）のいずれかを犯すことはオーディナリーファウルであり、罰則として相手チームにフリースローが与えられる。

【注：レフェリーは、攻撃側チームに有利な展開になるように、規則に従ってオーディナリーファウルを判定しなければならない。但し、WP 7.3（アドバンテージ）の特別な状況を注意して見なければならない。】

- WP 20.2** ピリオド開始の際、レフェリーの合図の前にゴールラインの先に前進すること。フリースローはボールのある場所から、またはフィールドにボールが放たれていない場合はハーフライン上から行われる。
- WP 20.3** ピリオドの開始時、あるいは競技時間中において味方競技者を援助すること。
- WP 20.4** 競技中あるいはピリオド開始時に、ゴールポストまたはその取り付け具、プールサイドまたはプールエンドに掴まったり、そこを押して出ること。
- WP 20.5** プールの底に立っている時に競技に積極的に参加すること、競技中に歩くこと、あるいはボールにプレーしたり相手をタックルする為にプールの底を蹴って飛び出すこと。

この規則は5mライン内にいるゴールキーパーには適用されない。

WP 20.6 タックルされた時にボールを完全に水中に沈めたり、水中で保持したりすること。

【注：仮に相手側のタックルによる結果として、ボールを保持している競技者の手がボールと共に水中に押し込まれたとしても（図3）オーディナリーファウルとなる。ボールが水中に沈められた時、その競技者の意思に反するか否かは問題ではない。大切なことは、ボールが水中に沈められた時にそのボールを保持していたのが誰かということである。この反則はタックルされた時にボールを保持していなければ起き得ないということを経験することが重要である。従い、ゴールキーパーがシュートを防ぐ為に水中から高く飛び上がり、落ちた時にボールを水面下に沈めたとしても反則とはならない。しかし、相手競技者にタックルされた時にボールを水中に保持した時はこの規則を犯したことになる。そして、その行為が恐らく得点となることを妨げたならば、WP 22.2に従ってペナルティースローが与えられる。】

図3

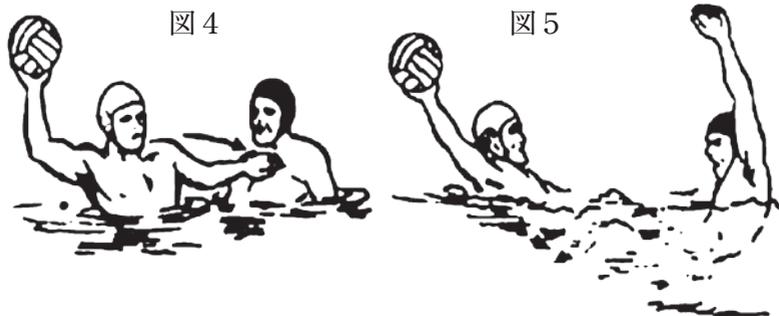


WP 20.7 握り拳でボールを打つこと。この規則は自陣5mライン内のゴールキーパーには適用されない。

WP 20.8 同時に両手でボールを扱ったり、触れたりすること。この規則は自陣5mライン内のゴールキーパーには適用されない。

WP 20.9 ボールを保持していない相手競技者を押すあるいは押し離れること。

【注:プッシングは手(図4)あるいは足(図5)で行われることを含み、様々な形で行われる。図で示されたような場合、罰則はオーデナリーファウルとしてフリースローが与えられる。しかし、レフェリーは、足で押すことと、エクスクルージョンファウルやブルータリティになるキッキングの違いを注意しなければならない。動作が始まる時、既に相手競技者に足が接触しているなら、これは通常のプッシングである。しかし、相手競技者に接触する前にその動作が始まったなら、それはキッキングとして見做される。】



WP 20.10 ボールの位置より後方にいる場合を除き、相手側ゴールラインから2m内に入ること。競技者がボールを持って2mライン内に入り、ボールの位置より後方にいる味方競技者にパスをし、その競技者が直ちにシュートした場合、最初の競技者が2mライン内より出ることが出来なくても反則とはならない。

WP 20.11 ペナルティースローを規定された方法に反して行うこと。

【注:ペナルティースローの方法に関してはWP 23.4を参照。】

WP 20.12 フリースロー、ゴールスロー、あるいはコーナースローを

不当に遅らせること。

【注：WP 16.2 の注を参照。】

WP 20.13 ゴールキーパーがハーフラインを越えること、またはハーフラインを越えたボールに触れること。

WP 20.14 競技者が最後に触れたボールが、サイドラインを越えてフィールド外に出ること（サイドライン上にある、水面よりも高い位置の壁に当たって跳ね返ることも含む）。但し、防御側競技者がシュートをブロックしてサイドラインを越えた場合を除く。この場合、防御側チームにフリースローが与えられる。

WP 20.15 一方のチームが相手ゴールにシュートすることなしに正味競技時間 30 秒以上ボールを保有し続けること。保有時間を計測しているタイムキーパーは以下の時、時計をリセットする。

- (a) ゴールに向かってシュートする競技者の手からボールが離れた時。ボールがゴールポスト、クロスバー、あるいはゴールキーパーに当たってフィールドに跳ね返ったら、保有時間はどちらかのチームがボールを保有するまでは計測を始めないこと。
- (b) 相手チームがボールを保有した時。「保有する」には、相手競技者が空中にあるボールに単に触れることは含まれない。
- (c) エクスクルージョンファウル、ペナルティーファウル、ゴールスロー、コーナースロー、あるいはニュートラルスローの後にボールがインプレー状態になった時。
ボール保有の残り時間を表示する為に減算式の時計を常に見えるように設置する。

【注：タイムキーパーとレフェリーは、ゴールにシュートしたか否かの判断をしなければならない。しかし、最終的

な判断はレフェリーに委ねられる。】

WP 20.16 時間を空費すること。

【注：30秒の保有時間が経過する前であっても、レフェリーはこの規則に基づき、いつでも、オーディナリーファウルを判定することができる。もし、ゴールキーパーだけが自陣内にいて、相手陣内にいる別の味方競技者よりボールを受けた場合は、意図的な時間の空費とみなすことができる。特に残り1分間において、この規則を適用する際に、レフェリーは意図的な時間の空費であるかどうかを確信した上で判定しなければならない。】

WP 20.17 ファウルをされているというシミュレーション行為をすること。

【注：シミュレーションとは、相手競技者のファウルを不当にレフェリーに判定させようとする明らかな意図に基づく行為である。レフェリーは繰り返しのシミュレーションに対して、当該チーム及び当該競技者にイエローカードを提示し、反則を犯した競技者に対してはWP 21.13（執拗なファウル）に基づいて判定をすることができる。】

WP 21 エクスクルージョンファウル

WP 21.1 以下の反則（WP 21.4～WP 21.18）のいずれかを犯すことはエクスクルージョンファウルであり、（規則に別途規定されていない限り）罰則として相手チームにフリースローが与えられ、反則を犯した競技者は退水となる。

WP 21.2 退水者は離水せずに自陣ゴールラインの入水エリアに行くこと。離水した競技者（交代者の入水後に離水した場合は除く）は、WP 21.13（不行跡）の反則を犯したと見做される。
【注：退水者（規則に則り残りの競技時間中退水（以下、

ゲームエクスクルージョン) となった競技者を含む) は、離水せずに、競技を妨害することなく自陣ゴールラインの入水エリアへ行くこと(水中を潜って泳いでも構わない)。競技者はフィールドのどこからでも出て入水エリアまで泳いで行くことが出来る。但し、この時にゴールの位置に影響を及ぼしてはならない。

退水者(あるいは交代者)が規則に従って入水を許可される為には、退水を指示された競技者が入水エリアに入った後、視認できるように水面に浮上すること。しかし、退水者は一旦浮上すれば、交代者が入ってくるまでその場に留まる必要はない。】

WP 21.3 退水者あるいは交代者は、次に挙げる内で一番早く起きた事項の後、フィールド内に入ることができる。

- (a) 正味競技時間 20 秒経過後、セクレタリーが適切な旗を上げた時。但し、その競技者は規則に則り入水エリアに戻っていること。
- (b) 得点がなされた時。
- (c) 退水競技者のチームがインプレー中にボールの保有権を再獲得し(即ち、ボールをコントロールし)、防御側レフェリーが入水を合図した時。
- (d) 退水者のチームにフリースローもしくはゴールスローが与えられた時、レフェリーのその反則判定の合図が入水の合図となる。但し、その競技者は規則に則り入水エリアに戻っていること。

退水者あるいは交代者は、自陣ゴールラインの入水エリアからフィールド内に入ることが出来る。但し、

- (a) セクレタリーまたはレフェリーから合図を受けていること。

- (b) プールサイドから飛び込んだり、フィールドの壁から押し出たりしないこと。
- (c) ゴールの位置に影響を与えないこと。
- (d) 退水者が自陣ゴールラインの入水エリアに戻るまで（但し、ピリオド間、得点后、タイムアウト中は除く）、交代者は入水出来ない。
- (e) 得点后、退水者または交代者は、どこからでもフィールドに入れる。

上記規定は、競技者が3つ目のパーソナルファウルを判定されたり、規則に則りゲームエクスクルージョンとなった時の交代者の入水にも適用される。

【注：退水者が自陣ゴールラインの入水エリアに戻らない内は、レフェリーは交代者に対して入水の合図を出してはならない。また、セクレタリーは20秒の退水時間が経過した合図を出してはならない。これは、ゲームエクスクルージョンとなった競技者に代わる交代者にも適用される。退水者が自陣入水エリアに戻らない場合、交代者は得点后、ピリオド終了後、またはタイムアウト中でなければ入水出来ない。

退水者あるいは交代者に入水の合図を出すのは、本来、防御側レフェリーの責務である。しかし、攻撃側レフェリーも合図を出しても構わない。そして、どちらのレフェリーの合図も有効である。レフェリーが不正入水ではないかと思ったり、ゴールジャッジが不正入水を合図した場合、もう一方のレフェリーが入水の合図を出していなかったかをまず確かめること。

防御側レフェリーは、退水者あるいは交代者に入水の合図をする前に、攻撃側レフェリーが相手チームのボールとなる

ような笛を吹くといけないので、合図するのを少し待つべきである。

ボールの保有権の移行は、単にピリオドの終了だけでは起こらない。退水者あるいは交代者は、次のピリオドの開始において自チームがセンターボールを獲得すれば入水出来る。ピリオド終了が合図された時に競技者が退水しているならば、レフェリーとセクレタリーは競技再開を合図する前に競技者の数が正しいかどうかを確認すること。】

WP 21.4 事故、怪我、病気、もしくはレフェリーの許可があった場合を除き、競技に競技者が離水したり、プールの昇降段に座ったり立ったりすること。

WP 21.5 フリースロー、ゴールスロー、コーナースローに対して次のような妨害をすること。

- (a) 競技の正当な進行を妨げる為に、ボールを意図的に弾き飛ばしたり、ボールを離そうとしないこと。
- (b) スローを行う者の手からボールが離れる前にボールにプレーを試みること。

【注：競技者が水中にいて、結果として笛の音が聞こえなかった場合、この規則の罰則対象とはならない。レフェリーは、この競技者の行為が意図的であったかどうかを見極めねばならない。

スローする競技者にボールが届くのを邪魔したり遅らせたりすることは、間接的にスローの妨害となる。スローの方向をブロックしたり（図6）、スローする競技者の正当な動きを妨害したり（図7）、WP19.2に規定されるファウルを犯したりすることも、スローの妨害である。ペナルティースローの妨害に関しては、WP21.17を参照。】

図 6



図 7



WP 21.6 5m ライン外でパスまたはシュートに対して両手でブロックを試みること。

WP 21.7 故意に相手競技者の顔に水を跳ねかけること。

【注：スプラッシングは不当な戦術としてしばしば使われるが、両競技者が互いに正対している（図8）といった明らかな場面の時のみ罰せられていることが多い。しかし、少し判りにくいのが、シュートやパスをしようとしている相手競技者の視界を妨げようと、故意にではないと見せかけて、腕で水しぶきのカーテンを作ることがある。

故意に相手競技者に水を跳ねかけた場合の罰則は WP 21.7 に則りエクスクルージョンであり、相手が5m ライン内においてシュートをしようとしていれば WP 22.2 に則りペナルティーである。ペナルティーを判定するかエクスクルージョンを判定するかは、単に攻撃側競技者の位置と動作によって決まる。反則競技者が5m ラインの内側にいるか外側にいるかは判定基準にならない。】

図 8



WP 21.8 相手競技者の肩、背、あるいは脚の上を泳ぐことを含め、ボールを保持していない相手競技者の自由な動きを妨げる、あるいは妨害すること。「ボールを保持する」とは、ボールを持ち上げ、持ち運び、あるいは触れることであり、ボールをドリブルすることは含まれない。

【注：このルールは、攻撃側チームの優先性を保つ際にも適用することができる。カウンターアタックの進行中に、それを妨げるファウルが犯されたなら、その競技者は退水を命じられる。レフェリーはまず初めに、相手競技者がボールを保持しているかどうかを見極めなければならない。何故なら、相手競技者がボールを保持していれば、競技者のアタックは「妨害」の反則にはあたらない。競技者が水面より上にボールを持ち上げて保持していれば(図9)、ボールを保持していることは明らかである。また、競技者がボールを手を持って泳いでいる時も、水面上にあるボールに触れている時も(図10)、ボールを保持していると思倣される。図11のように、ボールと共に泳いでいる(ドリブル)ことは、保持と思倣されない。

妨害のよくある形として、競技者が相手競技者の脚の上を泳いで横切り(図12)、その結果として相手の泳ぐ速度を落とさせたり、通常の脚の動きを妨害したりすることが挙げられる。また、別の形として、相手競技者の肩の上を泳ぐことがある。妨害の反則は、ボールを保持している競技者が犯すこともあるということを覚えていなくてはならない。例えば、図13は、競技者がボールを片手に持って、自分のプレーする余地を更に得ようとして相手競技者を押しつけようとする行為である。図14は、ボールを保持している競技者が頭で相手競技者を押しつける行為である。

図13、図14は注意しなければならない。何故なら、ボールを保持している競技者の乱暴な動作は、殴打あるいはブルータリティに値する可能性があるからである。図13、図14は乱暴な動作なしの妨害を図解している。競技者はまた、ボールを保持あるいは触れていない時でも妨害の反則を犯すことがある。図15は、競技者が故意に身体や腕を延ばし広げて相手競技者をブロックしてボールに接近させないようにする行為である。この反則はフィールドの端付近でしばしば犯される。】

図 9



図 11



図 10



図 12



図 13



図 14



図 15



WP 21.9 ボールを保持していない相手競技者を捕らえ、沈め、引き戻すこと。「ボールを保持している」とは、ボールを持ち上げ、持ち運び、あるいは触れることである。ボールをドリブルすることはボールを保持することに含まれない。
【注：この規則が正しく適用されることは、競技の外見적인進行のみならず、正しく公正な結果を得る為にも大変重要である。規則の記述は明白、明瞭であり、ただ一通りにしか解釈出来ない。ボールを保持していない相手競技者を捕らえ（図 16）、沈め（図 17）、引き戻す（図 18）ことは、エクスクルージョンファウルである。レフェリーが本規則に独自の解釈を加えることなく、限度を超えた乱暴なプレーをなくすよう、正しくこの規則を適用することが必要不可欠である。加えて、それがなければ恐らく得点となったと思われるような、5m ライン内における WP 21.9 に抵触する反則に対する罰則はペナルティースローであることを認識しておかねばならない。】

図 16



図 17



図 18



WP 21.10 フィールドのいかなる場所においても、両手を使用してボールを保持していない相手競技者を捕えること。

WP 21.11 攻防の転換後、防御側競技者が攻撃側競技者に対して相手陣内でファウルを犯すこと。

【注：このルールは攻撃権を失ったチームが、新たな攻撃側の競技者がハーフラインを越える前に動きを制限しようと試みた場合に適用される。】

WP 21.12 故意に相手競技者を蹴りあるいは殴ること、またはそのような意図を持って不適当な動作をすること。

【注：蹴ったり殴ったりする反則は様々な形で発生する。ボールを保持した競技者によって犯されることもあるし、相手競技者によって犯されることもある。ボールを保持しているかどうかは判定基準にならない。重要なことは、実際に相手競技者に当たらなくとも、反則競技者の行為そのものである（蹴ったり殴ったりする意図を持って不適切な動作

をすることも含む)。

最も危険な殴る行為は、肘を後ろに突き出すもので(図19)、相手に重大な怪我を負わせる恐れがある。同様に、ぴったりと後ろにいる相手競技者の顔に、故意に頭をぶつけることも大怪我を負わせる恐れがある。このような状況下では、レフェリーは WP 21.12 よりも WP 21.14 (ブルータリティ) の反則を適用することも許される。】

図 19



WP 21.13 不行跡を犯すこと。不行跡とは、容認できない言葉遣い、けんか腰または執拗な反則行為、レフェリーやオフィシャルに対する不服従や無礼な態度、または競技を貶める可能性のある、ルールの精神に反する行為などを指す。反則競技者は交代ありのゲームエクスクルージョンとなり、WP 21.3 に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水出来る。尚、反則競技者は競技場から退場しなければならない。

【注：競技者がピリオド間のインターバル中、タイムアウト中、得点後にこの規則に抵触する行為をした場合、競技者はゲームエクスクルージョンとなる。上記時間はインターバル時間中と見做される為、交代者は競技再開前に直ちに入水出来る。競技は通常の方法で再開される。】

WP 21.14 相手競技者またはオフィシャルに対し、競技中、プレー中断中、タイムアウト中、得点後、ピリオド間のインターバル

中にブルータリティ行為（乱暴なプレーをすること、悪意をもって相手を殴る、蹴る、あるいは殴ろう、蹴ろうとすることを含む）を行うこと。

競技中に起きた場合、反則競技者はゲームエクスクルージョンとなり、競技場から退場し、相手チームにペナルティースローが与えられる。正味競技時間4分経過後、交代者の入水が認められる。

プレー中断中、タイムアウト中、得点后、ピリオド間のインターバル中に起きた場合、反則競技者はゲームエクスクルージョンとなり、競技場から退場しなければならない。ペナルティースローは与えられない。正味競技時間4分経過後、交代者の入水が認められ、競技は通常の方法で再開される。

レフェリーが両チームの競技者に対して同時にブルータリティまたは乱暴な行為に対して反則判定を下した場合、両競技者はゲームエクスクルージョンとなり、正味競技時間4分経過後経過後、交代者の入水が認められる。ボールを保有していたチームからペナルティースローを行い、次に相手チームがペナルティースローを行う。2つ目のペナルティースローの後、ハーフライン上もしくはそれより後方で、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。

WP 21.15 競技中に両チームの競技者が同時に退水判定を受けた場合、両競技者は20秒間の退水となる。30秒計はリセットされず、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。両退水判定時にどちらのチームもボールを保有していなかった場合、30秒計はリセットされ、競技はニュートラルスローから再開される。

【注：この規則に則り退水となった両競技者は、WP 21.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に、または次のボールの保有権の移行時に入水出来る。

この規則の下で退水となった両競技者の入水が可能になった時、防御側レフェリーはその競技者の準備が整い次第、入水の合図を出してよい。但し、両競技者の準備が整うまでレフェリーは待つ必要はない。】

WP 21.16退水者あるいは交代者の入水が不適切な方法で行われた時。不適切な入水方法とは：

- (a) セクレタリーもしくはレフェリーの合図を受けずに入水すること。
- (b) 規則に規定された即時交代を除き、自陣入水エリア以外の場所から入水すること。
- (c) プールサイドから飛び込んだり、フィールドの壁から押し出たりすること。
- (d) ゴールの位置に影響を与えること。

この反則が、ボールを保有していないチームの競技者によって犯された場合、反則競技者は退水となり、相手チームにペナルティースローが与えられる。この競技者にはパーソナルファウルが1つ追加されるだけで、記録上はエクスクルージョンペナルティー（EP）となる。

この反則が、ボールを保有しているチームの競技者によって犯された場合、反則競技者は退水となり、相手チームにフリースローが与えられる。

WP 21.17ペナルティースローを妨害すること。反則競技者は交代ありのゲームエクスクルージョンとなり、WP 21.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水出来る。尚、ペナルティースローは維持されるか、適宜やり

直しとなる。

【注：ペナルティースロー妨害の典型的な例は、スローの直前にスローを行う競技者を蹴ることである。レフェリーはそのような妨害をなくす為に、全ての競技者がスローをする競技者より少なくとも2m離れていることを確認する必要がある。また、レフェリーは、防御側チームが先にポジション取りをする権利を与えなくてはならない。】

WP 21.18 ペナルティースローを行う際、防御側ゴールキーパーがゴールライン上に正しく位置するようレフェリーに一度命ぜられてもそのようにしないこと。他の防御側競技者がゴールキーパーに代わってゴールを守ることが出来るが、ゴールキーパーの特権と制限は与えられない。

WP 21.19 競技者が退水させられた時、退水時間の計測は、フリースローのボールが競技者の手より離れた時、またはニュートラルスローにおいて競技者がボールに触れた時、直ちに開始される。

WP 21.20 退水を命ぜられた競技者がゴールの位置に影響を及ぼすことも含め、故意に競技を妨害した場合、相手チームにペナルティースローが与えられる。また、その競技者にはもう一つのパーソナルファウルが記録される。退水を命ぜられた競技者が速やかに退水しようとしめない場合、レフェリーはこの規則による故意の妨害と見做すことが出来る。

WP 22 ペナルティーフアウル

WP 22.1 以下の反則（WP22.4～WP22.8）のいずれかを犯すことはペナルティーフアウルであり、罰則として相手チームにペナルティースローが与えられる。

WP 22.2 5m ライン内において、それがなければ恐らく得点となる

と思われるような反則を防御側競技者が犯した時。

【注：恐らく得点となるものを阻止する反則として以下のものも挙げられる。

- (a) ゴールキーパーまたは他の防御側競技者がゴールを引き下げる、あるいは移動すること (図 20)。
- (b) 防御側競技者が両手でシュートまたはパスのブロックを試みること (図 21)。
- (c) 防御側競技者が握り拳でボールにプレーすること (図 22)。
- (d) ゴールキーパーまたは他の防御側競技者がタックルされた時、ボールを水中に沈めること。

上記の反則またはホールディング、引き戻し、妨害などの反則に対し、通常はフリースロー（必要とあらば退水）が与えられるが、防御側競技者が5m ライン内においてその反則を犯し、それがなければ恐らく得点となると思われる場合には、ペナルティーファウルになることを認識しておくことが重要である。】



図 20

図 21

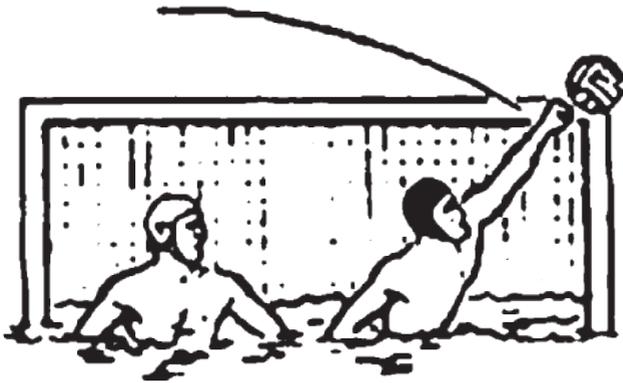
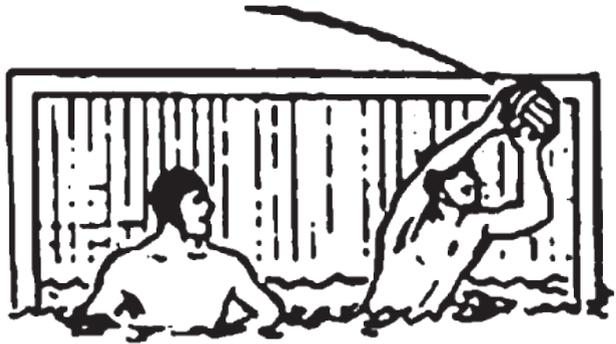


図 22

WP 22.3 防御側競技者が、5m ライン内において、相手競技者を蹴ったり、殴ったり、あるいはブルータリティ行為を犯すこと。ブルータリティの場合、ペナルティースローを与えることに加え、反則競技者はゲームエクスクルージョンとなり、交代者は正味競技時間4分経過後に入水出来る。反則競技者がゴールキーパーの場合、WP 5.6 に則り控えのゴールキーパーが他のフィールドプレーヤーと交代して参加することができる。

WP 22.4 退水を命ぜられた競技者が、ゴールの位置に影響を及ぼすことも含め、故意に競技を妨害すること。

- WP 22.5** ゴールキーパーあるいは他の防側競技者が得点を妨げる目的でゴールを完全にひっくり返すこと。反側競技者はゲームエクスクルージョンとなり、WP 21.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水出来る。
- WP 22.6** 規則の下で競技に参加することを認められていない競技者あるいは交代者が入水すること。加えて、反側競技者はゲームエクスクルージョンとなる。WP 21.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水出来る。
- WP 22.7** ボールを保有していないチームの監督またはチームオフィシャルがタイムアウトを請求すること。但し、この反側にはパーソナルファウルは記録されない。
- WP 22.8** チームの監督、チームオフィシャル、選手が得点を妨げる行為あるいは試合を遅延させる行為をすること。但し、この反側には監督・チームオフィシャルに対してパーソナルファウルは記録されない。
- WP 22.9** 競技残り1分内にペナルティースローがチーム与えられた場合、その監督はボールの保有権を選択することも可能で、その場合はフリースローが与えられる。タイムキーパーは30秒計をリセットすること。
- 【注：この規則に則りボールの保有権を選択する場合、監督は速やかにその意思表示を明確に合図しなければならない。】**

WP 23 ペナルティースロー

- WP 23.1** ペナルティースローは、相手5mライン上の任意の地点から、与えられたチームのゴールキーパーを除くどの競技者が行ってもよい。
- WP 23.2** 全ての競技者は5mライン外に出ること。そして、ペナルティースローを行う競技者より少なくとも2m離れる

こと。スローを行う競技者の両側には、相手チームの競技者が1人ずつ先にポジション取りする権利がある。防御側ゴールキーパーは、水面上で身体のだの部分もゴールラインを越えないようにゴールポスト間に位置すること。ゴールキーパーが離水あるいは退水している場合、他の競技者がゴールを守ることが出来るが、ゴールキーパーの特権も制限も与えられない。

WP 23.3 ペナルティースローを管理するレフェリーは、競技者が正しい位置に着いたこと確認した後、笛による合図と同時に垂直に上げた腕を水平に下ろす。

【注：笛による合図と同時に腕を下ろすことにより、観客が騒がしい時など、如何なる状況下でも規則に則ったスローを行うことが可能になる。腕が上がっている時、スローを行う競技者は集中する。何+故なら、直後に合図があることを予測出来るからである。】

WP 23.4 ペナルティースローを行う競技者はボールを持ち、合図後、直ちに連続動作でゴールに向かって直接スローすること。競技者は水面上よりボールを持ち上げてスローすること(図23)、または上げた手にボールを持ってスローすること(図24)が出来る。そして、ボールがスローする者の手を離れる前に、連続動作が途切れなければ、スローに備えてゴールと反対方向にボールを引くことは許される。

【注：この規則は、競技者がゴールに向かって後ろ向きに構え、身体を1回転あるいは半回転させてスローを行うことを妨げない。】

図 23



図 24



WP 23.5 ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たって跳ね返った場合、インプレーのままである。そして、得点が成立する為に他の競技者がボールにプレーしたり触れたりする必要はない。

WP 23.6 レフェリーがペナルティースローを与えるのと同時に、タイムキーパーのピリオド終了の合図があった場合、ペナルティースローが行われる前にスローを行う競技者と防御側ゴールキーパーを除き、全ての競技者は離水すること。この状況下では、ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たって跳ね返った場合、その瞬間終了となる。

WP 24 パーソナルファウル

WP 24.1 パーソナルファウルは、エクスクルージョンファウルあるいはペナルティーフアウルを犯した競技者に記録される。レフェリーは反則競技者の帽子番号をセクレタリーに示すこと。

WP 24.2 3つ目のパーソナルファウルを判定された競技者はゲームエクスクルージョンとなり、WP 21.3 に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水出来る。3つ目のパーソナルファウルがペナルティーフアウルなら、交代

者の入水は直ちに行われる。

WP 25 事故、怪我、病気

WP 25.1 競技者は事故、怪我、病気、もしくはレフェリーの許可がある場合にのみ、競技中に離水したり、プールのステップ及びサイドに座ったり立ったりすることが許される。規則に従って離水した競技者は、適切な中断時にレフェリーの許可得てから自陣ゴールラインの入水エリアから入水出来る。

WP 25.2 競技者が出血した場合、レフェリーは直ちにその競技者を水中から出るよう命じ、交代者を直ちに入水させ、そして、競技は中断することなく続行される。出血が止まった後に、その競技者は競技の通常の行為として交代者となることが許される。

WP 25.3 出血以外の事故、怪我、病気が起こった場合、レフェリーはその判断により、3分間を超えずに競技を停止することが出来る。その場合、レフェリーはタイムキーパーにいつ競技停止時間が起算されるかを指示すること。

WP 25.4 事故、怪我、病気、出血、またはその他予知出来ない理由により競技が中断した場合、競技再開は中断時にボールを保有していたチームが、中断された場所でボールをインプレーにすること。

WP 25.5 WP 25.2（出血）の状況を除き、交代者が入水したなら、その競技者は再び競技に参加することは出来ない。

付則 A

2 人制レフェリーの手引き

1. レフェリーは試合を完全に統括し、反則や罰則を宣告する権限を等しく有する。レフェリー同士の判定の違いは、抗議やアピールの根拠とはならない。
2. レフェリーを任命する委員会あるいは統括組織は、各々のレフェリーがフィールドのどちら側を担当するかを決める。レフェリーはチームがエンドを交替しないピリオド開始前にサイドを交替する。
3. 試合開始時及び各ピリオド開始時に、レフェリーは各々の5m ライン上に立つ。開始の合図はオフィシャル席と同じ側のレフェリーが行う。
4. 得点後の再開の合図は、得点がなされた時、攻撃側を担当していたレフェリーが行う。再開の前に競技者の交代があれば、レフェリーはそれが完了したかどうかを確認する。
5. 各々のレフェリーは、フィールドのどの場所の反則も判定することが出来る。しかし、各々のレフェリーは、右手側のゴールを攻めている攻撃側の状況を主に担当する。攻撃側の状況をコントロールしていないレフェリー（防御側レフェリー）は、相手ゴールを攻めている攻撃側チームの最後尾にいる競技者よりも前に位置取りしないこと。
6. フリースロー、ゴールスロー、またはコーナースローを与える時、レフェリーは笛を吹いて判定し、両レフェリーは攻撃の方向を示す。そして、それはプールのどの位置にいる競技者からもスローが与えられたチームがどちらなのか、直ちに分かるようであればならない。判定をしたレフェリーはボールが反則の起きた場所がない場合、その場所を指し示す。レフェリーは付則 B に

示された合図を用い、反則の種類を示す。

7. 競技者がスポーツマンシップに反する行為を執拗に繰り返している、あるいはシミュレーション行為を行っているとしてレフェリーが判断した場合、その反則競技者に対してイエローカードを提示する。これらの行為が継続されるようであれば、不行跡と見做し、フィールドとオフィシャル席から見えるように、その競技者に対してレッドカードを提示する。その後、レフェリーはオフィシャル席に対して退水者の帽子番号を提示する。
8. ペナルティースローの合図は攻撃側レフェリーが行う。但し、左手でスローを行う競技者は、防御側レフェリーにスローの合図を要求することが出来る。
9. 同じチームに対して両レフェリーが同時にフリースローを与えた場合、攻撃側レフェリーによってフリースローを与えられた競技者がスローを行う。
10. 両チームに対して同時にフリースローを与えられた場合、ニュートラルスローとなる。スローは攻撃側レフェリーが行う。
11. 両レフェリーが同時に、一方のチームにオーディナリーファウル、もう一方のチームにエクスクルージョンファウルあるいはペナルティーファウルを与えた場合、エクスクルージョンファウルあるいはペナルティーファウルが適用される。
12. 両チームの競技者が競技中に同時にエクスクルージョンファウルを犯した場合、レフェリーはボールを取り上げ、両チームとオフィシャル席にどの競技者が退水となったかを明示する。30秒計はリセットされず、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。両退水判定の際、どちらのチームもボールを保有していなかった場合、30秒計はリセットされ、競技はニュートラルスローから再開される。
13. 両チームに同時にペナルティーファウルが判定された場合、最後

にボールを保有していたチームからペナルティースローを行う。
2つ目のペナルティースローが行われた後、ハーフライン上もしくはそれより後方で、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。



A



B



C



D



E



F



G



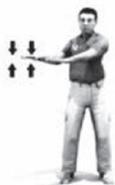
H



I



J



K



L



M



N



O



P



Q



R



S



T



U



V



W



X



Y

付則 B

オフィシャルが使用する合図

- 図 A (i) 各ピリオドの開始、(ii) 得点後の再開、(iii) ペナルティースローの合図：片腕を垂直位置から水平位置に下ろす。
- 図 B フリースロー、コーナースロー、ゴールスローの合図：攻撃方向に片腕を差し出し、もう片方の腕はボールをインプレーにする場所を指示する。
- 図 C ニュートラルスローの合図：スローの場所を指示し、両手の親指を立てて、ボールを取り上げる。
- 図 D 退水の合図：反則を犯した競技者を指し、速やかにフィールドのバウンダリーラインの方向に腕を動かす。そして退水者の帽子番号をフィールドとオフィシャル席に見えるように合図する。
- 図 E 両退水の合図：両競技者を両手で指し、図 D に従って退水を指示し、直ちに両者の帽子番号を合図する。
- 図 F 不行跡によるゲームエクスクルージョンの合図：当該競技者に対してレッドカードを提示後、図 D (必要とあらば図 E) に従って退水を指示し、フィールドと本部席から見えるように両前腕部を交互に回転させる。その後、レフェリーは本部席に対して退水競技者の帽子番号を合図する。
- 図 G ブルータリティによるゲームエクスクルージョンの合図：当該競技者に対してレッドカードを提示後、図 D (必要あらば図 E) に従って退水を指示し、フィールドと本部席から見えるように両腕を交差させる。その後、レフェリーは本部席に対して退水競技者の帽子番号を合図する。
- 図 H ペナルティーファウルの合図：5本の指を立てて腕を高く上げる。そして、反則競技者の帽子番号をオフィシャル席に合図する。
- 図 I 得点の合図：笛を吹き、直ちにプールの中央部を指す。

- 図 J 相手競技者を捕らえたことによる退水の合図：片方の手でもう片方の手首を掴む。
- 図 K 相手競技者を沈めたことによる退水の合図：水平位置から両手を下方向に動かす。
- 図 L 相手競技者を引き戻したことによる退水の合図：両手を垂直に伸ばして、体の方向に引き付ける。
- 図 M 相手競技者を蹴ったことによる退水の合図：蹴る動作をする。
- 図 N 相手競技者を殴ったことによる退水の合図：握り拳を作って、水平位置から殴る動作をする。
- 図 O 相手競技者を押ししたり、押し離れたりしたことによるオーディナリーファウルの合図：体に近いところから水平方向に腕を押し出す動作をする。
- 図 P 相手競技者を妨害したことによる退水の合図：片方の手にもう片方の手を水平に交差させる。
- 図 Q ボールを水中に沈めたことによるオーディナリーファウルの合図：水平位置から片手を下方向に動かす。
- 図 R プールの底に足をついたことによるオーディナリーファウルの合図：片足を上げ、下方向に動かす。
- 図 S フリースロー、ゴールスロー、コーナースローを不当に遅らせたことによるオーディナリーファウルの合図：手の平を上にして、1、2度上げる動作をする。
- 図 T オフサイドの合図：人差し指と中指で「2」を作り、腕を垂直に伸ばす。
- 図 U 時間の空費及び保有権 30 秒経過によるオーディナリーファウルの合図：片方の腕で円を描く動作を 2、3 回行う。
- 図 V ゴールジャッジによるピリオド開始準備完了の合図：片腕を垂直に上げる。

- 図 W ゴールジャッジによる不正スタート、退水者または交代者の不正入水の合図：両手を垂直に上げる。
- 図 X ゴールジャッジによるゴールスロー、コーナースローの合図：片手で水平方向に攻撃方向を指し示す。
- 図 Y ゴールジャッジによる得点の合図：両腕を上げて交差させる。
- 図 Z 競技者の帽子番号の合図：競技者とセクレタリーに競技者の帽子番号を判りやすく伝達させるためにレフェリーは5を超える数字を合図する場合、両手を使うのが望ましい。片手で5を示し、競技者の帽子番号に合わせて、もう一方の手で残りの数を示す。10は握り拳で合図する。10を超える場合、片手で握り拳を出し、競技者の番号に合わせて、もう一方の手で残りの数を示す。

付則C

水球競技大会に於ける懲戒規則について

序 文 以下は水球競技大会に於けるフェアプレー、倫理的・道徳的な行動、及び一般的な規律に関する基本規則である。

本規則は大会水球試合に参加、或いは、居合わせる全ての競技者、チームの代表及びチームオフィシャル、サポーター、観衆、更には、オフィシャル、及び、他のあらゆる人物に適用される。

本規則は2006年4月1日より有効となる。

本規則の目的は水球競技が妨害及び制裁対象となる行為無しに公正に運営され、水球競技のイメージが傷つき、或いは、悪評が立つ事を防ぐ事である。

第1条 競技規則への付則及び補足

本規則は水球競技規則及び行動規範を補足するものである。

第2条 オフィシャルによる違反行為

全ての水球試合に於いてデレゲート、レフェリー、ゴールジャッジ、テーブルオフィシャルとして大会主催者等に任命された者による違反行為に対する制裁は当該大会に於ける出場停止であり、大会主催者、若しくは、大会役員に報告され、追加制裁が検討される。

第3条 オフィシャルに対する違反行為

- 3.1** 競技者、或いは、チームオフィシャルによる違反行為の制裁は最低1試合、最高1年間の全ての大会への上場を停止する。
- 3.2** 違反行為が重傷を伴ったり、凶器を用いたり暴力行為であったり、その他全ての人体に対する暴力を含む場合、最低1年間、最高で終生、大会への上場を停止する。
- 3.3** 違反行為が3.2項に記載される違反行為の未遂行為である場合、出場停止処分は最低で3試合、最高で、1年間とする。

- 3.4 3.1、3.2、3.3に記載される違反行為は試合開始前30分から試合終了後30分の間の行為を対象とする。
- 3.5 3.1、3.2、3.3に記載される違反行為がチームの競技者或いはチームオフィシャル以外の人物によって為された場合、制裁は最低で警告、或いは、試合会場からの退場、最高で終生、大会会場への立ち入り権利を剥奪する。
- 3.6 第3条に記載される最低制裁基準は如何なる人物によるものでも、二回目或いはそれ以上の場合には、より厳しく出来るものとする。

第4条 競技者、或いは、チームオフィシャルに対する違反行為

- 4.1 競技者が水球競技規則21.10項に記載されている野蛮な行為（プルータリティ）或いは競技規則WP20-22項に記載されてない暴力行為や、その他の違反行為を他の競技者或いはチームオフィシャルに対して行った場合、最低1試合、最高1年間の水球試合への出場を停止する。
- 4.2 同様の違反行為がチームオフィシャルにより、選手或いは他のチームオフィシャルに対して為された場合、最低で1試合、最高で終生、水球試合への出場を停止する。
- 4.3 同様の違反行為がその他の人物により行われた場合、最低で、その試合会場からの追放、最高で終生、水球試合への参加・立ち入り権利を剥奪する。
- 4.4 第4条に記載される最低制裁基準は如何なる人物によるものでも、二回目或いはそれ以上の場合には、より厳しく出来るものとする。

第5条 その他の違反行為

- 5.1 競技者或いはチームオフィシャルが報道関係者、観客、会場スタッフ、その他全ての試合開催時会場にいる人物に対して違反行為を行った場合、最低で、1年間、最高で終生、大会水球試合への出場を停止する。
- 5.2 大会主催者、その他の連盟、組織団体、人物に対する口頭、或いは書面による誹謗中傷で、本規則に規定されていないものは、最低で3試合、最高で1年間、大会水球試合への参加を停止する。

- 5.3 第5条に記載される最低制裁基準は如何なる人物によるものでも、二回目或いはそれ以上の場合には、より厳しく出来るものとする。

第6条 チームによる違反行為

- 6.1 同一チームの4人以上の競技者或いはチームオフィシャルが同一試合に於いて第3、4、5条に記載される違反行為を行った場合、当該チームは失格となり、最低で同大会の次の試合、最高で1年間の大会への出場を停止する。

- 6.2 6.1の出場停止となった試合は相手チームの5-0の勝利となる。

第7条 制裁賦課の手続き

- 7.1 3.1及び3.5に記載される違反行為に対する制裁は試合終了後24時間以内に大会主催者により科されるものとし、出場停止となった競技者、チームオフィシャル、その他の人物に対して直ちに通知される。
- 7.2 大会主催者は3.1、3.2、3.3、4.1、4.2、4.3、及び5.1の違反行為を行った人物・チームを出場停止処分にする。そして、直ちに大会主催者、或いは、大会役員に対して書面で報告しなければならない。
- 7.3 3.1、3.2、3.3、3.5、4.1、4.2、4.3、5.1、及び5.2の制裁は大会主催者により、或いは、大会役員により科されるものとする。
- 7.4 チームが科される同一大会に於ける1試合以上の失格及び出場停止処分は、試合終了後24時間以内に大会主催者によって為され、大会主催者は直ちにその旨を当該チームオフィシャル、当該チームが所属する連盟、大会主催者に通知しなければならない。
- 7.5 6.1に規定されるチームに対する制裁で、一つの大会を超える期間の出場停止処分は、大会主催者、或いは、大会役員によって行われるものとする。
- 7.6 3.1、3.2、3.5、4.1に記載されていない違反行為に対する「出場停止」の定義は、大会主催者、或いは大会役員によっても別途、特定され得るが、出場停止処分を科されている人物・チームは選手、デレゲート、コーチ、チーム代表、医療スタッフ、大会主催者代表、或いはその所属団体の代表であるかどうかを問わず、主催大会、及びそ

の所属団体が行う如何なる行事にも参加出来ない事を意味する。出場停止期間は夫々の大会を統括する機関が指定する日付から起算される。

- 7.7 競技者或いはチームオフィシャルが特定の試合に於いて出場停止処分となった場合、ベンチ入り出来る選手及びチームオフィシャルの人数は通常の競技者・チームオフィシャルから出場停止者の人数分を減らしたものとする。但し、チームオフィシャルは最低1人はベンチに居なければならない。

第8条 控訴

- 8.1 大会主催者によって制裁措置を受けた個人は競技規則付則 C10. 8.2 に則り、大会主催者に控訴出来るものとする。
- 8.2 競技規則付則 C10. 8.2 による裁定に対する控訴は競技規則付則 C10.8.3 に準拠する。

(公財)日本水泳連盟 ジュニア水球競技規則

ジュニア水球競技規則については（公財）日本水泳連盟水球競技規則と原則として同様であるが、以下の条項は次の通り読み替えるものとする。

なお、年齢区分は次の通りとする。

A区分：12歳以下男女

B区分：15歳以下男子

C区分：15歳以下女子

記

第1条 フィールド及び用具

WP 1.4 A区分およびC区分はゴールライン間の距離を20 m以上25 m以内とする。

第2条 ゴール

WP 2.2 A区分はゴールの内側が2 mでなければならない。クロスバーの下側は、水面より75cmでなければならない。

第3条 ボール

WP 3.2 重さは各区分次の通りとする。

A区分：300g～320g

B区分：400g～450g

C区分：340g～380g

WP 3.3 A区分、B区分用の周囲は次の通りとする。

A区分：58cm～60cm

B区分：65cm ~ 67cm

C区分：61cm ~ 63cm

以上

リーグ戦におけるタイブレーク方式について

リーグ戦において勝ち点が同点となった場合は以下の通りで順位を決する。

【2チームが並んだ場合】

- ① 直接対戦成績
- ② 対象チーム以外の最高順位チームとの得失点差、次に得点
- ③ 依然として同点の場合は次の順位のチームとの得失点差、次に得点の順で比較する。
- ④ それでも同点の場合は5名の選手によるペナルティシュートにより順位を決定する。ペナルティシュート戦は、そのラウンドの最終試合または最も適切な機会に行う。

※ 勝ち点同点が2組以上ある場合、上位の組から順位を決定する。

※ 同条件の場合は複数チームで比較する。

(例) A、Bが1位で、C、Dが3位で並んだ場合、AとC、Dの対戦成績、BとC、Dの対戦成績を比較する。

【3チーム以上が並んだ場合】

- ① 当該チーム間の直接対戦成績（勝ち点、次に得失点差、得点の順で比較する）
- ② 対象チーム以外の最高順位チームとの得失点差、次に得点
- ③ 依然として同点の場合は次の順位のチームとの得失点差、得点の順で比較する。
- ④ それでも同点の場合は5名の選手によるペナルティシュートにより順位を決定する。ペナルティシュート戦は、そのラウンドの最終試合または最も適切な機会に行う。

(例) A・B・Cの3チームが並んだ場合、まず、抽選で対戦順

を決める。抽選の結果、 $A \rightarrow B \rightarrow C$ となった場合、A 対 B、A 対 C、B 対 C の順番でそれぞれ 5 本の PT 戦を行う。

※ 勝ち点同点が 2 組以上ある場合、上位の組から順位を決定する。

※ 同条件の場合は複数チームで比較する。

※対象チームが 2 チームになった時点で【2 チームが並んだ場合】の①に戻り順位を決定する。

(例) 当該チーム間の得失点差が $A = +1$ 、 $B = 0$ 、 $C = -1$ の場合、A の 1 位が確定する。B と C は直接対戦成績に戻るため、C が B に勝っている場合は C が 2 位、B が 3 位となる。

水球競技公認審判員規定

(目 的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本水泳連盟（以下本連盟という）及び加盟団体が主催または主管する競技会に於ける競技役員のうちで特に水球審判員に関する基準を定めることにより、競技会の正しい運営と審判の公正を図り、合わせて審判員の資質向上を計ると共に、水球競技の普及と発展に資することを目的とする。

(公認審判員の種別)

第2条 水球競技公認審判員（以下公認審判員という）の種別は、次の各号に掲げるものとする。

1. 国内水球競技公認審判員
 - イ. 上級公認審判員（以下上級審判員という）
 - ロ. 1級公認審判員（以下1級審判員という）
 - ハ. 2級公認審判員（以下2級審判員という）
 - ニ. 3級公認審判員（以下3級審判員という）
 - ホ. 4級公認審判員（以下4級審判員という）
2. 国際水球競技公認審判員
 - イ. FINA公認審判員（以下FINA審判員）
 - ロ. 国際公認審判員（以下国際審判員）

(公認審判員でなければ審判ができない競技会)

第3条 公認審判員でなければ審判ができない競技会は、次の各号に掲げるものとする。

1. 本連盟又は加盟団体の主催又は主管する大会については公認審判員でなければ審判はできない。
2. 次に掲げる競技会における審判員構成は、2名以上の上級審判員を必要とする。

- イ. 日本選手権大会
 - ロ. 日本学生選手権大会
 - ハ. 日本高等学校選手権大会
- 二. 国民体育大会

(公認審判員の資格審査)

第4条 公認審判員の資格審査は、次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員の資格審査は、審判員として必要な、水球競技に関する専門的知識及び審判技術について行う。
2. 公認審判員の資格審査は、本連盟の水球競技公認審判員審査委員会（以下審査会という）が行う。
3. 審査会の審査結果は、本連盟競技者資格審査委員会（以下資格審査委員会という）に提出され、適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。

(公認審判員の資格)

第5条 公認審判員の資格は、次の各号に掲げるものとする。

1. 4級審判員の資格は次の各号の全てに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。
 - イ. 満18歳以上の者
 - ロ. 本連盟の競技役員登録者
 - ハ. 本連盟の主催又は公認の審判講習会の受講者
2. 3級審判員の資格は、第8条2項の審議を経て前項各号の全てに該当した者に与える。
3. 2級審判員の資格は、第8条3項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間5試合以上担当しなければならない。
4. 1級審判員の資格は、第8条4項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間5試合以上担当しなければならない。

5. 上級審判員の資格は、第8条5項の審議を経て1項各号の全てに該当した者に与える。

(公認審判員の登録)

第6条 公認審判員の登録は次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員は、加盟団体を経て本連盟に公認審判員として登録することができる。
2. 公認審判員登録者には、公認審判員資格証を交付する。
3. 登録料は別に定める。
4. 登録の有効期限は4年間とする。

(登録の更新)

第7条 登録の更新は、次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員の登録は、4年経過するごとに登録の更新をしなければならない。
2. 登録の更新を審査会の認める特別の理由（以下特別の理由という）なく2ヶ月以上行わなかった場合、その資格は消滅する。
3. 特別の理由により、登録の更新ができなかった場合、申請により審査会は審査の結果、従前の資格又は、その下の資格を認定することがある。

(資格審査の方法と昇格)

第8条 資格審査の方法と昇格は、次の掲げるものとする。

1. 4級審判員の資格は、第5条1項により申請し、受理された者に与えられる。
2. 4級から3級への昇格は、審査対象試合5試合を消化し、審査会が十分な審査を行い、適格と認められる者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。
3. 3級から2級への昇格は、審査対象試合15試合（うち10試合

以上の「優」評価が必要)を消化した者で審査会が昇格対象者と認めた者について更に、審査委員会3名の審査を受ける対象試合を消化させ(別個の審査会委員による審査対象試合の累積によるもよし、3名の審査会委員による1試合でもよい)、3名全員の審査会委員が適格と認め審査会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。

4. 2級から1級への昇格は、審査対象試合15試合(うち10試合以上の「優」評価が必要)を消化した者を審査会で十分な審議を行ない、審査会が昇格対象者と認めた者についてのみ、審査会委員3名の審査を受ける対象試合を消化させ、3名全員が適格と認め審査会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。
5. 1級から上級への昇格は、4年以上1級審判員を継続して務め、競技会全体を統括できる能力を有する者を審査会委員が推薦し、審査会委員全員が適格と認め審査会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。
6. 国際審判員は、水球委員会より推薦された2級以上の公認審判員がF I N Aが主催する国際審判員資格講習会を受講し、合格した者とする。
7. F I N A審判員は、各年毎にF I N Aから(公財)日本水泳連盟に与えられた人数を、F I N A国際公認審判員資格取得者の中から水球委員会が本連盟に推薦し、本連盟の審査を経てF I N Aに登録された者とする。
8. 対象試合を審査する委員は、審査会において人選し、指名する。
9. 審査期間は、その年の4月1日から、翌年3月31日までとする。
10. 資格審査の申請手数料は別に定める。

(審査会の構成)

第9条 審査会の構成については、別に定める。

(審査会の職務)

第10条 審査会の職務については、別に定める。

(署名及び講習会と研修受講の義務)

第11条

1. 公認審判員は、担当した試合の競技記録に署名する。
2. 公認審判員は、水球競技の専門知識及び審判技術向上のため、本連盟の主催又は公認の審判講習会及び研修会に参加しなければならない。
3. 審判講習会は年1回実施される。(2級から4級の公認審判員はブロック講習会、1級と上級審判員は中央講習会を受講しなければならない。)
4. 審判研修会は、審査会が対象公認審判員の能力を考慮し、個別に開催される。(対象者は第14条1項・2項に該当する者)

(審判着)

第12条 公認審判員は、本連盟又は加盟団体が主催又は主管する競技会の審判を行う場合、国際慣例に準じ、白シャツ、白スラックス、白靴を着用しなければならない。但し、競技会で統一された服装がある場合はそれに従う。

(資格の取り消し)

第13条 公認審判員は、次の各号に該当するときは審査会が審議を行い、資格審査委員会の承認を得て、その資格を解かれる。

1. 公認審判員から辞意があったとき。
2. 特別の事情によるとき。
3. 満60歳に達したとき。
4. 講習会・研修会を受講しないとき。

(研修会受講対象者及び義務)

第14条 公認審判員で研修会受講対象者は、次の各号に掲げるものとする。

1. 1級から3級の公認審判員で、特別の理由なく1年間に審査対象試合を5試合以上担当しなかった場合。
2. すべての公認審判員で1年間に「不可」及び4回以上の「可」の評価を受けた場合。

研修会は審査会より指定された競技会で実施され、必ず受講しなければならない。特別な理由がなく受講しない場合は、審査会で審議し、その結果を資格審査委員会に上程し、同審査委員会のさらなる審議を経て、本連盟が第13条4項に基づきその資格を解かれる。

3. 研修会の講師は、審査会において人選し指名する。

(昇格の判定)

第15条 昇格の判定は、次の各号に掲げるものとする。

1. 各人の昇格に対する審査会委員の審査は年1回とする。
2. 昇格の審査を受ける対象試合の実施期間は、審査期間のその年の4月1日より翌年3月31日までとする。

(公認審判員資格証携行の義務)

第16条 公認審判員が、競技会の審判になったとき、又は審判講習会を受講するときは、公認審判員資格証及び競技役員証を携行しなければならない。

(付 則)

第17条 本規則施行のため、水球競技公認審判員規定施行細則を定める。

(施 行)

第18条 本規定は、昭和60年(1985年)4月1日より施行する。

(改 定)

本規定は、平成11年(1999年)4月1日より一部改定施行する。

本規定は、平成13年(2001年)4月1日に遡及し一部改定施行する。

本規定は、平成17年(2005年)4月1日より一部改定施行する。

本規定は、平成18年(2006年)4月1日より一部改定施行する。

水球競技公認審判員規定施行細則

(資格審査の審査手数料)

第1条 規定第8条10項の資格審査の申請手数料は、4年間1,000円とする。

(登録料)

第2条 規定第6条3項の登録料は、3,000円とする。

(手続き)

第3条 施行細則第1条、第2条の合計4,000円は、所定の用紙に必要な事項を記入の上、その用紙及び写真とともに加盟団体を通じ、本連盟に送付する。

(審査会の構成)

第4条 規定第9条の審査会の構成は、次の通りとする。

1. 審査会委員は、水球競技に関し優れた経験と知識を有し、水球競技規則に精通し、更に審判技術に対する適格な判断のできる者で構成され、その委員は本連盟水球委員会委員長（以下、水球委員長という）が委嘱する。
2. 審査会委員は、水球委員長を含め最大限12名を以って構成される。
3. 水球委員長の任命により、審査会の主査を決定する。
4. 審査会の職務の一部を、審判審査員に委嘱することができる。
5. 審判審査員の人選については、これを水球委員長と主査にて行う。

(審査会の職務)

第5条 規定第10条の審査会の職務は、次の各号に掲げるものとする。

1. 審査会委員は、本連盟又は加盟団体が主催又は主管する競技会における公認審判員の審判技術の評価を行う。

2. 審判評価表は別に定める。
3. 審査会委員は、審判技術評価表に基づき、毎年毎に公認審判員の級別資格について審査する。
4. 審査会委員は、審判技術に関する種々の事項を審議する。
5. 審査会委員は、競技会のデレゲートを兼ねることができる。
6. 審査会主査は、審査会を統括し、その審議事項及び結果を水球委員会に提出する。

水球競技公認審判員審査委員会規定

(総 則)

第1条 本規定は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という）水球競技公認審判員規定（以下「審判規定」という）に基づいて設置された水球競技公認審判員審査委員会（以下「審査会」という）に関することを定める。

(審査事項)

第2条 審査会は審判規定に基づき水球公認審判員の資格を審査する。
2. 審査会は審議事項及びその結果を本連盟水球委員会に提出する。

(審査委員)

第3条 本連盟水球委員会委員長（以下水球委員長という）は、水球競技に関し優れた経験と知識を有し、水球競技規則に精通し、審判技術に対する適格な判断のできるものを委員として委嘱する。
2. 審査会委員は水球委員長を含め、最大12名とする。
3. 水球委員長は審査会委員の中から主査を任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職 務)

第5条 審査会委員は本連盟及び加盟団体が主催又は主管する競技会における公認審判員の審判技術を評価、講評し、その結果を審査会主査に提出する。
2. 審査会は提出された評価表に基づき、毎年毎に公認審判員の級別資格について審議する。
3. 審査会は、審判規定に基づき対象審判員の審判技術、資質を審議する。

4. 審判規定に基づく審査、研修を行う委員は、その都度、審査会で人選し、任命する。
5. 審査、研修の試合の結果は、審査会の審議を経て、本連盟水球委員会に提出する。水球委員会において審議された結果は、本連盟競技者資格審査委員会に提出される。
6. 審査会委員は競技会のデレゲートを兼ねることかできる。

(会 議)

- 第6条** 審査会は、水球委員長、主査及び委員をもって構成し、水球委員長が招集して、その議長となる。
2. 審査会は、委員会構成委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表明した者は、出席者とみなす。
 3. 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審 査 員)

- 第7条** 審査会は、第5条1項における公認審判員の審判技術の評価をもれなくするために、審査員をおくことができる。
2. 審査員は、水球競技規則に精通し、公認審判員に適切な評価ができる者を、水球委員長と審査会主査が協議し、水球委員長が委嘱する。
 3. 審査員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない

(審査員の職務)

- 第8条** 審査員は、審査会によって依頼された競技会の、公認審判員の技術評価を、規定の審判審査表に記入し、審査会主査に提出する
2. 審査員は、担当した試合終了後、公認審判員の審判技術の評価、講評する。

競技役員の心得

- 1 競技役員は、競技役員の登録をしなければならない。
- 2 競技役員は、次の事項について鋭意努力しなければならない。
 - (1) 水泳の健全な普及・発展を図り、心身ともに健全な発展に寄与すること。
 - (2) 競技場の内外を問わず、競技者の動向に気を配り、社会の一員として相応しい行動をとるように注意、指導に努めること。
 - (3) 「競技者資格規定」及び「水球競技規則」に従い、競技会に参加する競技者にその規則を守るよう指導・監督すること。
 - (4) 競技役員は、社会発展のためのスポーツに貢献するために行うものであり、それ以外のなにものでもないことに留意しなければならない。
- 3 競技役員は、スポーツ精神に則って競技運営に当たり、公平かつ厳正な態度を堅持しなければならない。そのため、特に次の事項に留意すること。
 - (1) 競技規則及び競技運営に精通し、自信と責任を持った判断ができること。
 - (2) 多数の観客ならびに競技者が注目していることを自覚し、自己の服装、態度等について、十分な配慮をすること。
- 4 競技役員は、正当な理由なく、委嘱された任務を怠ったり、競技役員として相応しくない行為があったときは、その資格を取り消されることがある。
- 5 競技役員は、競技会を秩序正しく円滑に運営するため、次の事

項を遵守すること。

(1) 準備

- a 競技開始 30 分前に所定の場所に集合すること。
- b 競技開始前に準備を要する競技役員（総務、通告、召集等）は、さらにその準備に必要な時間だけ早く集まること。
- c 施設、設備担当の委員は、前日までにその準備を完了しておくこと。

(2) 指示、伝達

- a 水球競技役員長は競技会の開始に先がけて主任を集め、競技会の運営について必要な指示、伝達を行う。
- b 主任は、担当の競技役員に配置等の必要事項について指示を与える。

(3) 待機

競技役員は、直接その準備に従事しないときは、所定の場所で待機する。

待機中は次のことに留意すること。

- a 競技場内での喫煙、飲食は禁じられているので、必要な場合は所定の場所で行う。
- b その場を離れるときは必ず主任に連絡し、その了承を得ること。その場合も、みだりに観客席、選手席等に入ってはならない。
- c 競技の運営を妨げないように、極力私語を慎むこと。

(4) 入・退場

入・退場の際しては、規則正しく、機敏に行動すること。

(5) 用具管理

競技用具の使用に関しては、事前に点検・確認を行うとともに、その管理に万全を期すること。

(6) 相互の連絡

相互の意思伝達のサインをあらかじめ決めておき、それに従って迅速に行うこと。

(7) 勤務の交代

勤務を確実に遂行するため、その役務を2～3交代にすることが望ましい。

6 服装と携行品

(1) 競技役員は、連盟、及び実行委員会が制定したユニホーム（シャツ、ズボン、ネームプレート、靴等）を着用すること。

(2) 開催期間中は、連盟が交付した競技役員手帳を所持し、就任の証明を受けること。

(3) いかなる理由があっても、宣伝、広告の媒体となるような所持品を競技場内に持ち込んではならない。

水球競技役員の構成と配置

競技規則上オフィシャルは「4～8人」と規定されているが、水球競技を運営・統括するために、次の役職・人員を配置して連携をとりながら進行していくことが望ましい。又、＜オフィシャル＞B～Eを担当する者は、水球公認審判資格を取得していることが望ましい。

＜オフィシャル＞

A	レフェリー（審判員）	2名
B	デレゲート（試合統括）	1名
C	審判審査	1名
D	ゴールジャッジ	2名
E	タイム・キーパー	2～3名
F	セクレタリー	2名

＜サブ・オフィシャル＞

G	通告	1名
H	得点表示係（対戦チーム表示含む）	2名
I	パーソナルファウル表示係	2名
J	センターリング係	1名
K	ボールキーパー	2名

※競技役員は、競技中に他の役職を兼務することはできない。ただし、電動装置等で競技運営上の合理化が図れ競技進行に支障のない場合はこの限りではない。

主催団体または日本水泳連盟からのデレゲート、及び審判審査員（最低1名）は大会、試合の規模によって兼任することができる。

競技会の規模によっては、上記の他に戦評筆耕、データ分析、メンバー表受付、招集、記録速報、式典、場内指令等の役職を設ける。

水球競技役員の仕事

※ 水球競技役員長

- 1 実行委員会の決定に基づき、大会の運営が円滑に行われるようにコントロールする。
- 2 競技の運営を公正かつ円滑に行うため競技者及び競技役員を統括する権限を持つ。
- 3 審判員の構成と、各試合の審判割り当てを行う。
- 4 競技の全容が見極められる位置で、競技のすべてを確認する。
- 5 審判に対して十分な責任を持ち、競技会場の点検、記録の確認等を行う。
- 6 抗議や退場処分が発生した場合は、それを受け裁定の手配を行う。

A. レフェリー（審判員）

- 1 他の競技役員と連携をとりながら、担当試合を完全に統括する。その権限は、競技者がプール場内を去るときまで、すべての行為に及ぼされる。
- 2 試合中のすべての出来事に関するレフェリーの決定は最終のものとなる。
- 3 決められた時間に、次の試合に出場する選手を召集し、競技上の注意を与え、必要であれば両チームのキャプテンのトスによりベンチサイドや帽子の色を決定する。
また、選手の爪の点検をし、不適当なものは切らせるとともに、選手の身体に油脂等の塗布、あるいは不必要なものを身体につけていないかを調べ、あるものはこれを取り除かせる。
やむをえないテーピング等がある場合、相手チームの了承をとった上で認める。
- 4 試合終了後は記録表の点検を行ったあと、確認サインをする。

5 審判審査員の講評を受ける。

B. 「デレゲート」（試合統括）

「デレゲート」は、各試合ごとに指名され、試合運営を円滑に行うために総合的・統括的責任を持つ役員の総称である。

デレゲートの役割および権限は以下の通りである。

- 1 試合の運営を公平かつ円滑に行うため競技者やチームオフィシャル及び当該審判や競技役員を統括する。
- 2 試合の全容が見極められる位置で、その開始から完全に終了するまでのすべてを統括する。
- 3 試合毎の審判判定に対して十分な責任を持ち、競技上のトラブル及び抗議等に対処する。
- 4 競技会場の点検を行い、不備な点は改善を促す。
- 5 試合終了後は記録表の最終点検を行い、確認のサインをする。
※ 大会の規模によってはデレゲートが審判審査を兼ねることができる。

C. 審判審査

- 1 レフェリーの判定について試合を公平かつ円滑に行っているか評価する。
- 2 試合の全容が見極められる位置で、その開始から完全に終了するまでを把握する。
- 3 審査用紙を記入し、試合終了後、当該レフェリーに対して講評を行う。
※ 審判審査は競技役員資格を有するもので構成される。

D. ゴールジャッジ

- 1 試合開始の際は、選手が正しくゴールラインに位置しているか

を確認し、不適當な場合は口頭で注意を与え、正しく整列したとき、片手を上げてレフェリーに合図する。

以下の不正なスタートがあったときは、両手を上げて合図する。

- ① ゴールを蹴ってスタートしたとき。
- ② 審判の試合開始の笛の前にスタートしたとき。
- ③ 味方のプレーヤーの補助をかりてスタートしたとき。

- 2 自己の受け持つサイドにおける判定に関し、審判に対して責任をもつ。

ゴールスロー及び、コーナースローはボール保有チームの攻撃方向へ真横に手を上げて合図する。得点は両手を頭上でクロスするサインをはっきりと上げて合図する（ただし、これらの最終判定は審判が行う）。

- 3 以下の不正入水があったときは両手を上げて審判に合図する。

- ① 決められた場所以外から入水したとき。
- ② コースロープを手で持ち上げて入水したとき。
- ③ プールの底や壁面を蹴って入水したとき。
- ④ プールサイドから飛び込み、そのままの状況で入水したとき。
- ⑤ 退水者が入水位置に戻る以前に、交代者が入水したとき。

- 4 予め補充用のボールを確保しておき、ボールがフィールド外に出たときは、新たに別のボールを投げ入れる。ゴールスロー、コーナースローは攻撃側の最も近い選手に、それ以外の場合はレフェリーの指示するところに、速やかにボールを投入する。ボールの投入は、必ずゴールジャッジ自身が行う。

E. タイムキーパー

(1) 競技時間（正味8分）と休憩時間（2分又は5分）の計測

- 1 計測の開始は競技者が各ピリオドのスタートにあたってボールに触れたときから始まり、試合が中断したときは次にプレーが

再開されるまでこれを停止する。

計測の再開は、フリースロー、ゴールスロー、コーナースロー、ペナルティースローを投ずる競技者の手からボールが離れたときから開始される。ニュートラルスローのときは、レフェリーからボールが投ぜられ、どちらかの競技者がボールに触れたときから開始される。

*フリースローは、審判の判断によって、一旦頭上に上げたボールを水面に落としたり、パスする前にドリブルを始めたときにスローと見なし、インプレーとなることがあるので注意すること。

- 2 ピリオド（8分）が終了したときはブザー（ピストル、笛等）で合図し、直ちに休憩時間（2分又は5分）を計測する。
休憩時間終了の30秒前及び終了したときにブザーで合図する。
- 3 試合中の得点及びパーソナルファール（退水、ペナルティーフール等）のとき、分・秒を読んで記録員に知らせる。
- 4 最終ピリオド残り1分を通告員に知らせる。

（2）各チームのボールの継続保有時間（正味30秒）の計測

- 1 各競技者のボール保持、ボールリリース、シュート、あるいはボールの所有権の移行に注意し、30秒計のスタート、ストップ、リセットを正確に行う。

* 30秒をリセットするケース

- ① 競技者がシュートを試みた場合、その手からボールが離れたとき。
- ② ボールの所有権が完全に移行したとき。（ボールを競り合っている状態で、一瞬間移行した場合は、完全な移行とはみなさない）
- ③ パーソナルファールが発生したとき。

④ コーナースロー、ゴールスロー、ニュートラルスローが生じたとき。

* 30秒計をスタート、ストップするケースは「タイムキーパー(1)」と同じ。

* シュートされたボールが、競技者やゴールポストに当たって跳ね返ったときは、そのボールをどちらかの競技者が完全に保持したときから30秒の計測を開始する。(フィールドに漂っているボールはまだどちら側のボールともいえないので、必ずどちらかの競技者がボールを完全に保持したときから開始する)

2 競技会の規模によっては記録席主任としての役割を果たす。競技の進行全体に気を配り、主に本部席のオフィシャルが正確に機能しているかをチェックし、おこりうるミスを予想しながら各部署に注意を与える。また、レフェリーと本部席オフィシャルとのコミュニケーションの場においては本部席側の窓口となる。

(3) 退水時間(正味20秒、ブルータリティの場合は4分)とタイムアウトの計測

- 1 退水者の退水時間(正味20秒、又は4分)を計測し、退水時間の経過をセクレタリーに知らせる。
- 2 退水時間(正味20秒)の計時が2つのピリオドにまたがるときは、次のピリオド開始後、どちらかの競技者がボールに触れたときから、残り時間を計時する(延長にまたがるときも同様)。
- 3 監督からタイムアウト要求のジェスチャー、発声を確認、もしくはレフェリーからの指示を確認したら、ブザーでタイムアウトを知らせる。

ただちに1分を計測し、45秒で予鈴を鳴らし、1分で本鈴を鳴らす。

F. セクレタリー

(1) 記録

- 1 試合開始までに、メンバー表から次の試合出場チームの選手名等、必要事項を記録用紙に記入する。
- 2 試合中、得点、パーソナルファール等をした選手の帽子の色、番号、その時間を、またタイムアウトを取得したチームとその時間を、所定の符号で記録用紙に記入する。
- 3 ゴールキーパーの交代があった場合は、明確に記入しておく。
- 4 試合終了後は、各項目の記録を再確認し、セクレタリーとパーソナルファールを照合し、レフェリーの確認サインを受ける。

(2) パーソナルファール管理・入水違反・タイムアウト管理

- 1 全てのパーソナルファール（帽子の色、番号、パーソナルファールの種類とそれが起こったピリオド）を記録する。

*電光掲示板等で代用できる場合は必要ない。

もし、一人の競技者に3つめのパーソナルファールが科せられたとき（ゲームエクスクルージョン）は、ベンチを含めて競技者全員に合図する。

- ① 3つめのパーソナルファールが退水だった場合は、赤旗で合図する。
 - ② 3つめのパーソナルファールがペナルティースローとなった場合は、赤旗と笛で合図して直ちにゲームを中断させる。
- 2 不適当な入水があった場合（ゴールジャッジが不正入水を合図した後であっても）、赤旗と笛で合図し、直ちにゲームを中断させる。

*セクレタリーが確認する不適当な入水とは、

- ① ゴールジャッジが確認するものと同様の不正入水。
- ② 20秒経過前に入水した場合（ただし、レフェリーがボー

ルの所有権の移行があったとみなして入水の合図をした場合、得点後は除く）。

③ 永久退水者及び退水者が入水ゾーンに待機していない状態で交代の競技者が入水した場合（退水時間 20 秒経過後）。

3 退水者の退水時間（正味 20 秒又は 4 分）終了と同時に帽子の色と同じ色の旗を上げて入水許可の合図をし、入水が完了するまで旗を表示しておく。（ブルータリティによる退水の場合は黄色の旗も同時に表示する）ただし、規則に則って退水者、又は交代者が入水を許可される状況にない場合は旗を表示してならない。

4 両方チームのタイムアウトの回数を確認する。

G. 通告（アナウンス）

試合前の選手紹介、試合開始、途中経過、終了等の通告、その他必要事項の場内通告を行う。

※ 選手の年齢によっては敬称をつけても良い。

1 選手紹介

「只今より本日の第○試合、ゲームナンバー○、○○対○○の試合を行います。試合に先立ちまして両チームのメンバー、監督ならびにレフェリー、ゴールジャッジをご紹介します。帽子の色、白、（チーム名）、1 番ゴールキーパー○○、2 番○○……、監督○○です。」（相手チームも同様に紹介する。キャプテンの場合は○番キャプテン○○と通告する。キャプテンがゴールキーパーの場合は、「キャプテン・ゴールキーパー○○」と通告する。）

「この試合は、レフェリー○○、○○、ゴールジャッジ○○、○○、以上でございます。」デレゲート（試合統括）・審判審査がある場合は、「なお、この試合のデレゲート（試合統括）

は〇〇、審判審査は〇〇で行います」

*個人名に関しては、フルネームで呼名することが望ましい。

2 試合開始の通告

「白（青）〇〇（チーム名）（〇番〇〇）がセンターボールを取り、第〇ピリオドが開始されました」

3 競技中

① 得点時

「ゴール 白（青）〇〇（チーム名）、〇番〇〇の得点です」

*個人の得点累計を「・・・〇〇この試合〇回目の得点です」と付け加える。

② 退水時

「白（青）〇〇（チーム名）、〇番の退水です」

③ ペナルティーファール

「白（青）〇〇（チーム名）、〇番のペナルティーファールです。青（白）〇〇（チーム名）にペナルティースローが与えられます」

*退水・ペナルティーファールの時は個人名は通告しない。

また、個人のパーソナルファール数を「なお、〇番は、パーソナルファール〇回目となります」と付け加える。

*パーソナルファール3回目の時は、②、③のどちらかを通告した後、

「これで〇番はパーソナルファール3回目となり、この試合残り時間出場できません」

4 タイムアウトの時

「白（青）〇〇（チーム名）、1回目（〇回め）のタイムアウトです」

5 ゴールキーパー交代時

「ゴールキーパーの交代をお知らせします。白（青）〇〇（チーム

名)、ゴールキーパー1番〇〇に代わって、〇番〇〇が入ります。
ゴールキーパー1番〇〇、〇番〇〇」

*ゴールキーパーとその他の選手が交代する場合、交代後に着用している帽子の番号がどの選手に対応しているかを明確にすることが重要となる。得点やパーソナルファールをどの選手が行ったかを明確に記録するための確認として、現在の着用帽子番号を的確に通告することが求められる。

6 各ピリオド終了時

「第〇ピリオドが終了しました。白〇〇(チーム名)の合計得点は〇点、青〇〇(チーム名)の合計得点は〇点です。2分間(ハーフタイムは5分)の休憩の後、第〇ピリオドが開始されます。」

*第1ピリオド終了時は、「〇〇の得点(合計得点ではなく)」と言う。

7 ペナルティースロー戦

「第4ピリオドを終了し、白〇〇(チーム名)、青〇〇(チーム名)、〇対〇(点数)で同点です。大会規定により、ペナルティースローによる勝敗決定を行います。ペナルティースロー戦は両チームの代表5人によるゴール数で決めますが、5人で決まらない場合はVゴール方式となります。準備ができるまでしばらくお待ちください。」

「お待たせいたしました。これよりペナルティースロー戦を行います。」

*以降、『3試合中の通告①得点時』および『10 試合終了後の通告』と同様にアナウンスする。

8 最終ピリオド残り1分

「残り時間1分です」(延長戦の第2ピリオドも同様)
または、「残り時間1分を切りました」

9 試合終了後

「以上をもって第○試合が終了し、白○○、○点、青○○、○点で、白（青）○○が勝ちました。ご声援ありがとうございました。なお、次は○○対○○の試合で、○時○分から開始されます」

* 以上はあくまでも参考である。また、各ピリオド間及び試合と試合の間には場内に音楽を流すことが望ましい。

試合中の緊張感を保ちつつも、スリリング、エキサイティングなゲーム進行となるよう、また観客も含め場内にいる全ての関係者にとって、簡潔で理解しやすい内容であること等、通告の果たす役割は重要である。

H. 得点表示係

対戦する両チームのチーム名を表示し、ゲームの進行に従って両チームの得点を表示する。

I. パーソナルファウル表示係

各選手のパーソナルファウルの回数を表示する。3回目のパーソナルファウルや永久退水を犯した選手については色分けなどの方法でわかるように表示する。

J. センターリング係

各ピリオドの開始時にセンターボールが正常に行われるように装置を操作する。

K. ボールキーパー

ゴールジャッジの指示により、シュートミスなどで競技場外に

出たボールを所定の場所にストックしておく。

ゴールスロー時等でコート内の選手にボールを投げ入れるのはあくまでゴールジャッジの任務であり、ボールキーパーは補佐役に徹すること。

全ての競技役員は、常に研修に心掛け、よりよい競技運営のための確に任務を遂行出来るよう配慮すること。

ガイドライン

(1) 施 設

以下の施設ガイドライン及び視察については、国際大会をケースにしたものであって、国内ではその大会の規模によって考慮することもできる。

競技施設等の確認点

1. 競技規則に則ったプールの大きさ、深さ
2. 水温、水質
3. センターボール用器具
4. フィールドロープ。ゴールライン、2 m、5 m、ハーフライン標識等
5. 審判台のサイズと状態
※全国規模の大会では、90 c m以上の幅、30 c m以上の高さを必要とする。
6. 練習場
7. ベンチ：雨や日光に対して対策がなされているか。競技者等によって動かさないように固定されているか。
8. 照明施設、音響設備
9. 計時システム、得点・パーソナルファール表示板
10. 更衣室、休憩室等
11. 応急施設、医師の配置等、ドーピングコントロールとの関連
12. 用具類（試合使用球の数・空気圧、帽子、旗、記録用紙等）の点検
13. デレゲート、審判審査員のための席（競技役員と同列）
14. 競技役員等の席

15. 審判、競技役員控え室
16. 選手席の確保
17. 会議室
18. コピー機等
19. 報道関係者対策
20. 開・閉会式準備
21. 関係者の輸送

(2) 本部デスク等の配置

プール

※コートセンターに近い位置で両チームのベンチ、8分・30秒タイマーを含め競技の全てが見渡せる位置に設置する。

1	2	3	4	5	6	7
審判審査 デレゲート	退水	退水	30秒	8分	記録	通告
競技の統括	退水回数の チェックと 通告	退水時間の チェックと 入水合図	保有時間の 計測 デスクの統括	試合時間の 計測	得点、退水 等の記録	場内 アナウンス
審査用紙 デレゲート 用紙	退水記録紙 旗4本 (赤白青黄) 笛	タイマー	30秒 タイマー	タイマー タイムアウト タイマー	記録用紙	メンバー表

※上記は、基本的な配置であるので、電動装置（計時システム等）等の状況に応じて合理化を図ることが望ましい。ただし、「通告と記録と8分」は職務の性質上、近い位置に配置することが望ましい。

(3) 競技用備品リスト

<本部席周辺>

10人以上が座るためのテーブルとイス
8分計、30秒計、タイムアウト1分計（計時システム）
得点表示板・パーソナルファール表示板
ストップウォッチ
ホイッスル2個
エアホーン
ステープラー、テープ、筆記具等
セクレタリー用 旗（赤、白、青、黄）2セット
拡声装置、音響設備
各種記録用紙
修正液
イエロー・レッドカード（2セット）

(大会名) 第86回 日本選手権 水球競技

水球競技記録用紙

Officials

審判1:	〇〇 〇〇
審判2:	〇〇 〇〇
予レゲート:	〇〇 〇〇
審判審査:	〇〇 〇〇
記録員:	〇〇 〇〇
送水管理:	〇〇 〇〇
試合時間:	〇〇 〇〇
フォトログ:	〇〇 〇〇
GJ1:	〇〇 〇〇
GJ2:	〇〇 〇〇

時間	番号	色	記録	得点	時間	番号	色	記録	得点
5:32	2W	E	-	0:30	2W	ES	-	-	-
4:40	3W	AG	1-0						
4:00	2B	AG	1-1						
1:20	W	TO	-						
1:10	3B	E	-						
5:22	4W	E	-						
5:21	B	TO	-						
5:15	2B	EG	1-2						
4:50	6W	AG	2-2						
3:55	4W	AG	3-2						
3:40	3B	AG	3-3						
3:20	3B	AG	3-4						
3:00	3B	E	-						
2:50	3B	EP	-						
7:32	2W	AG	4-4						
6:10	1W	E	-						
6:08	4B	EG	4-5						
3:01	4B	B	-						
2:50	2W	P	-						
7:40	5B	AG	4-6						
7:10	5B	AG	4-7						
6:00	8B	E	-						
5:50	3W	EG	5-7						
5:00	3W	AG	6-7						
3:11	1B	P	-						
3:11	3W	PG	7-7						
1:10	3W	AG	8-7						

記入例

得点: AG △△フルP 退水: E 交代者: 退水: ES △フル△△-B
 守備時不正入水: EP △△フルP 一時帰席: PG 退水時得点: EG

会場: 千葉県国際総合水泳場
 日付: 2019年10月1日
 ゲームNo: 1

チーム名: 水エール水球クラブ
 色: 白
 監督氏名: 五十嵐 大輔

No	選手氏名	Personal Fouls	得点			
			1	2	3	4
1	△△ △△	E3				
2	△△ △△	E1 P3 ES4				
3	△△ △△				T	
4	△△ △△	E2				
5	△△ △△					
6	△△ △△					
7	△△ △△					
8	△△ △△					
9	△△ △△					
10	△△ △△					
11	△△ △△					
12	△△ △△					
13	△△ △△					

結果	PT				Total
	1	2	3	4	
白	1	2	1	4	8
青	1	3	1	2	7

No	選手氏名	Personal Fouls	得点			
			1	2	3	4
1	×× ××	P4				
2	×× ××	E1 E2 EP-2			T	
3	×× ××	B3				
4	×× ××					
5	×× ××					T
6	×× ××					
7	×× ××					
8	×× ××	E4				
9	×× ××					
10	×× ××					
11	×× ××					
12	×× ××					
13	×× ××					

審判	Time Out				署名
	1P	2P	3P	4P	
白					審判1:
青					審判2:

審判審査:	
予レゲート:	
署名	

水球競技・退水管理用紙

ゲームNo

大会名

審判1

審判2

期日

記録者

会場

チーム名		帽子											
		白											
No	氏名	1	2	3	計	No	氏名	1	2	3	計	帽子	
1						1						青	
2						2						計	
3						3							
4						4							
5						5							
6						6							
7						7							
8						8							
9						9							
10						10							
11						11							
12						12							
13						13							

1	2	3	4	タイムアウト記入	1	2	3	4
---	---	---	---	----------	---	---	---	---

退水(20秒):E ベナルティ:W:カ:P 防衛御不正入水:EP 交代有永久退水:ES プールリティ:B

PENALTY SHOOT OUT

チーム _____ 色 白 _____ チーム _____ 色 青 _____

ゴールキーパー _____ ゴールキーパー _____

番号	氏 名	得点	合計
1			
2			
3			
4			
5			

番号	氏 名	得点	合計
1			
2			
3			
4			
5			

通告記録用紙

大会名

審判 1
 審判 2
 審判審査
 アレゲート
 通告

白	青
1	
2	
3	
4	
PT	
計	

開始審判

ゲームNo

白

対

N°	Cap	名前	フリガナ	PF	得点			
					1	2	3	4
1番GK								
2番								
3番								
4番								
5番								
6番								
7番								
8番								
9番								
10番								
11番								
12番								
13番GK								
14番								
15番								
監督								

N°	Cap	名前	フリガナ	PF	得点			
					1	2	3	4
1番GK								
2番								
3番								
4番								
5番								
6番								
7番								
8番								
9番								
10番								
11番								
12番								
13番GK								
14番								
15番								
監督								

デレゲート用紙

大会名: _____

日時: _____

Game No. _____

<青>

<白>

Cap No.	PERSONAL FOULS			GOALS				
	1	2	3	1	2	3	4	Pt
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
計								

Cap No.	PERSONAL FOULS			GOALS				
	1	2	3	1	2	3	4	Pt
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
計								

TIMEOUT			
1	2	3	4

得点	
白	青
1	
2	
3	
4	
Pt	
計	

TIMEOUT			
1	2	3	4

審判1: _____

審判2: _____

審判審査: _____

デレゲート: _____

肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規則第7条第2項第1号の肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者（以下「除外認定競技者」という。）について定める。

(除外認定競技者)

第2条 除外認定競技者は、オリンピック及び世界水泳選手権大会（50m）のメダリストで、本連盟において肖像等の商業的使用が相当と認められる者とする。

(費用負担義務)

第3条 除外認定競技者は、本連盟が実施する海外派遣及び合宿等に参加する場合は、その実費相当額を負担する義務を負う。

(本連盟への活動・行事の優先)

第4条 所属企業を含む肖像等の使用契約企業がある場合にも、水泳日本代表選手としての活動・行事に参加する限りにおいては、本連盟スポンサーが全てに優先される。

2 除外認定競技者としての肖像等の使用契約に際しては、原則として本連盟スポンサー及び本連盟スポンサーと競合する企業との契約は禁止する。

3 国際水泳連盟（FINA GR 規則）の禁止する業種及び公序良俗に反する業種との肖像等の使用契約は禁止する。

(申請方法)

第5条 除外認定競技者になることを希望する者は、本連盟が定める

手続に従い競技者資格審査委員会にその旨を申請する。

- 2 前項の申請に基づき競技者資格審査委員会は速やかに審査を行い、理事会にその結果を報告する。
- 3 前2項の手続きを経た後、理事会において承認された者は、除外認定競技者の資格を得るものとし、本連盟は速やかに申請者に理事会決議の結果を通知する。

(不服審査会)

- 第6条 前条第3項の通告の後、2週間以内に当事者本人より決議に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。
- 2 前項の審査会の構成はつぎのとおりとする。
 - (1) 委員長
 - (2) 委員長が特に指名した者
 - 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(除外認定競技者の取消)

- 第7条 除外認定競技者である事由が消滅した場合及び除外認定競技者であることが不適當となったときは、除外認定競技者本人又は本連盟は競技者資格審査委員会を經由し、理事会に対し除外認定競技者の取消申請を行うことができる。

- 附則 1、本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
- 2、本規程は、平成25年(2013年)6月23日より一部改定実施する。

競技会において着用、又は携行することができる 水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取扱い規定

(目 的)

第1条 本規定は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)競技者資格規則第6条第1項第1号及び競泳競技規則第15条第3項に規定する商業ロゴマーク(商標・商標名の総称)等の取り扱いに関することを定める。

(商業ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員(以下「競技者等」という。)は、競技会の会場内で着用する水着及びウエアー・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取り扱う。

- (1) 水着及びウエアー・持ち物には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる。
 - 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
 - 2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
 - 3) 国旗・国または地域の名称(自国でなくても良い)、都道府県や市町村の名称・マーク
 - 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
 - 5) 水着には、30 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して置いてはならない。ツーピースの水着

には、上部に1個、下部に1個付けることができる
前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、競泳競技の水着に付ける所属チーム等の名称・マークは30 cm²以内で1個とする

- 6) ウェアーには、40 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる
 - 7) その他持ち物には、20 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる
- (2) スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商品、サービス又は企業広告とする。

ただし、タバコ及びビール・ワイン以外のアルコール並びに本連盟のオフィシャルスポンサーに登録されている企業は除く

- (3) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。

また、それぞれの面積は最大を示し、規定の範囲内であれば大きさに制限は無い。

(スポンサーのロゴマークの申請方法)

第3条 スポンサーのロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「商業ロゴマーク等の使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し、承認を得なければならない。

(スポンサーのロゴマークの承認手続)

第4条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、本規程の範囲

内で特に指摘する事項が無い場合は、申請者への承認通知は省略する。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

尚、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。

プール公認規則 (抜粋)

第4章 公認水球プール

第1節 通 則

第98条 (公認水球プールの種類)

公認水球プールとは、国内基準による国内基準公認水球プール（以下、「一般水球プール」という）及び国際基準により本連盟が公認した国際基準公認水球プール（以下、「国際水球プール」という）とする。

第99条 (プールおよび競技エリア)

①プールは長方形とし、その大きさは次の通りとする。

（ただし、第105条を満たすものとする）

長辺 33.3m 以上

短辺 20.0m 以上

②競技エリア（以下、「フィールド」という）の大きさは、次の通り（ただし、第105条を満たすもの）とする。

長辺 男子 33.3m（ゴールライン間 30.0m）

女子 28.3m（ゴールライン間 25.0m）

短辺 男女 20.0m

③フィールドを 50m 競泳プール内に設ける場合、プール中央に設けることが望ましい。

第100条 (標識およびサイドライン)

①フィールドの両サイドには明瞭に識別できる次の標識を設置しなければならない。

- | | |
|------------------------|----|
| 1. ゴールラインの位置 | 白色 |
| 2. ゴールラインのから各 2.0m の位置 | 赤色 |
| 3. ゴールラインのから各 5.0m の位置 | 黄色 |
| 4. ゴールライン間の中央 | 白色 |

②サイドライン（フィールドロープ等）の色は次の通りとする。

- | | |
|------------------------|----|
| 1. バウンダリーラインからゴールラインの間 | 白色 |
| 2. ゴールラインから2.0mラインの間 | 赤色 |
| 3. 2.0mラインから5.0mラインの間 | 黄色 |
| 4. 5.0mラインからハーフラインの間 | 緑色 |

③ バウンダリーラインには、再入水エリアを示すためベンチサイドコーナーから各2.0mの位置に赤色標識を設置しなければならない。

第101条（バウンダリーライン）

各ゴール後方のフィールドの境界を示すバウンダリーラインは、ゴールラインの後方（外側）0.30mの位置に設置するものとする。

第102条（ゴールラインとプール壁との距離）

各ゴール・ラインと後方のプール壁との距離は1.66m以上とする。

第103条（競技役員のスペース）

- ①レフェリー用としてプールの両サイドに、ゴールラインから反対サイドのゴールラインまで自由に歩け、かつ、フィールド全体を見渡せる通路を設けなければならない。
- ②ゴール・ジャッジのために各ゴールラインを見通せる位置にスペースを設けなければならない。

第104条（ゴール）

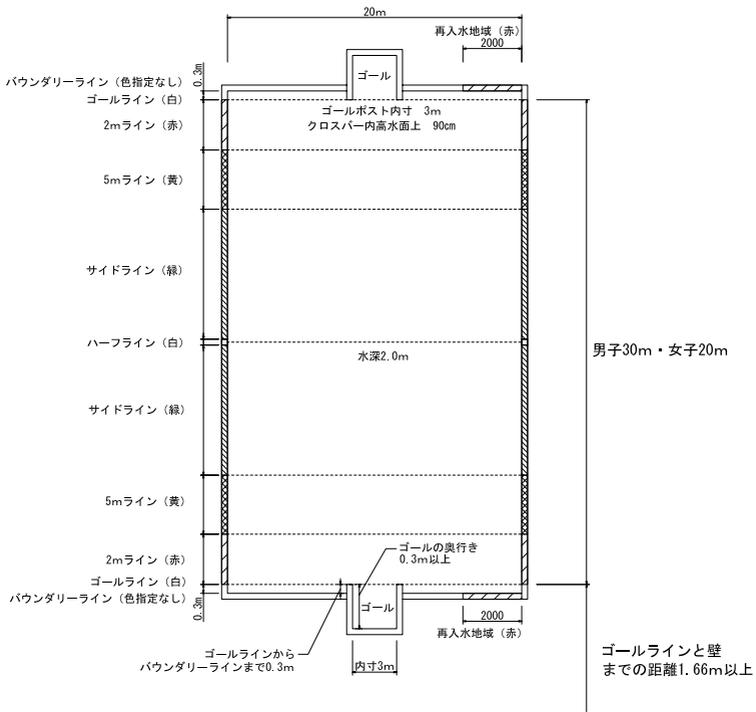
- ①ゴール・ポスト（ゴールの両端にあつて水面に対し垂直の柱。以下同じ）及びクロスバー（2本のゴールポストの上部両端をつなぐ水面に平行な横棒。以下同じ）は木、金属又はプラスチック製であつて、その断面はゴールラインに接する面が一辺7.5cmの長方形のもので白色に塗装されたものでなければならない。

- ②ゴール・ポストは強固で安定した材質のもので、その前面はゴール・ラインに接し、かつフィールドの左右両端からそれぞれ等距離になければならない。
- ③ゴールにはキーパーのための休息場所を作ってはならない。
- ④ゴール・ポストの間隔は、内側で3.00mとする。
- ⑤クロスバーの下面は水面上0.9mとする。
- ⑥ゴールにはゴール・ラインの後方少なくとも0.3mまでゴール全体をおおう柔軟性のある網を設け、その網はゴール・ポストとクロスバーに固定されていなければならない。

第 105 条 (水球プールの一般配置)

水球プールの一般配置は次の通り。

〔別図5〕水球プールの一般配置



第 106 条 (水深)

フィールド内の水深は 2.00m 以上とする。

第 107 条 (水温調節)

水温は、25℃ 以上 27℃ 以下とする。

第 2 節 一般水球プール

第 108 条 (照 明)

フィールド内の照度は 600 ルックス以上とする。

第 3 節 国際水球プール

第 109 条 (照 明)

フィールド内の照度は 1,500 ルックス以上とする。

第 110 条 (プールの水)

プールの水は淡水を使用しなければならない。

＜水球競技ハンドブック＞

初 版 平成 8 年 4 月 1 日 発刊
第 2 版 平成 10 年 4 月 1 日 発刊
第 3 版 平成 14 年 4 月 1 日 発刊
第 4 版 平成 17 年 4 月 1 日 発刊
第 5 版 平成 18 年 4 月 1 日 発刊
第 6 版 平成 22 年 4 月 1 日 発刊
第 7 版 平成 26 年 4 月 1 日 発刊
第 8 版 平成 27 年 4 月 1 日 発刊

公益財団法人 日本水泳連盟

〒 150-8050 東京都渋谷区神南 1 - 1 - 1
岸記念体育会館内

電 話 0 3 - 3 4 8 1 - 2 3 0 6 (代)

F A X 0 3 - 3 4 8 1 - 0 9 4 2

印刷・製本 株式会社 A P I
東京都江東区清澄 2 - 11 - 7
電話 0 3 - 3 6 4 3 - 3 3 6 3